

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和4年6月8日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木 勝利

2番 藤田 尚美

3番 秋山 泉

4番 甲斐 徳之助

5番 伊藤 裕一

6番 池辺 己実夫

7番 諸橋 太一郎

8番 市川 圭一

9番 長田 麻美

10番 山本 伸子

11番 守屋 常雄

12番 加川 裕美

13番 北島 登

14番 杉森 弘之

15番 須藤 京子

16番 黒木 のぶ子

18番 柳井 哲也

19番 石原 幸雄

21番 遠藤 憲子

22番 利根川 英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏 公 司
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課	渡 辺 恭 子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主査	椎名紗央里

令和4年第2回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和4年6月8日(水) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時02分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○杉森弘之 議長 16番黒木のぶ子議員。

[16番黒木のぶ子議員登壇]

○16番 黒木のぶ子 議員 皆様、改めましておはようございます。市民クラブの黒木のぶ子です。

最初に、高齢者に寄り添った優しいまちづくりについて、質問をいたします。

新型コロナウイルス拡大から約2年半以上、日々コロナ、コロナで明け暮れ、感染症ということで誰もが不安からの状況がありまして、その中でただ一つ情報ということでありマスコミから報道されます情報に皆がくぎづけ状態で、新型ウイルスの感染力や感染した場合の症状等や予防等についての情報を得ていたわけです。

この情報は常に、高齢者が感染すれば重篤になりやすく、特に既往症がある場合は、高齢者は気をつけてくれる、そのような報道も多々あったかと思います。一にも二にも感染しないようにとの注意喚起が、連日マスコミ等での報道でした。その結果、不安視する高齢者はほとんど外出せず、食料や生活必需品は何週間分か買い置きしているとのことで、高齢御夫婦家庭でも、独居である家庭におきましても同様です。

この間、こうした高齢者から、長い自粛生活で心身の劣化や何もする気になれないなどの心身共々の低下等から、フレイル状況ではとの声が多く寄せられているところです。このフレイルは、早めに手当てをすれば元の健康体になるとのことで、この状況を放置すれば要介護度になるとのことです。

市といたしまして、フレイルから要介護度にならないための対策や支援について、どのよう

に考えているのか、お聞かせください。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 牛久市では、介護予防としてフレイル予防に努めております。フレイル予防には3本柱と言われる項目があり、1つ目は栄養と口腔ケア、2つ目は運動、3つ目は社会参加となっております。

しかし、コロナ禍にあつては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために市の各種介護予防教室が開催できないことが度々あり、また、コロナ感染への不安から外出を控える人も多く、社会参加や運動の機会が減少したという状況がありました。

そこで、社会参加が困難なコロナ禍にあつても自宅で運動が実践できるような支援として、令和2年度に国の補助金を活用し、牛久市オリジナルの体操である、うしくかっぱ体操のDVDと、かっぱ体操の方法やポイントを写真入りで載せたポスターを作成し、これまでに65歳以上の希望者445名に市窓口で無料配布を行っております。

また、令和2年度から市ホームページに、かっぱ体操とシルバーリハビリ体操の動画を掲載しております。動画アクセス数は、かっぱ体操595回、シルバーリハビリ体操524回となっており、パソコンやスマートフォン等でインターネットを見られる環境にある方は、自宅での運動に活用されていると考えております。

そのほか、介護予防に関する情報提供として、フレイル予防に関する内容をFMうしくうれしく放送や窓口でのチラシの配布、広報紙や社会福祉協議会のふるさと通信等による情報配信等を行っているところです。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 高齢者に寄り添った優しいまちづくりについて、ウィズコロナ禍で、フレイルから要介護にならないための支援への御答弁をただいまいただきましたが、かっぱ体操やリハビリ体操のDVDの配布、また、市のホームページ等での動画の配信をしているとのことではありますが、高齢者といいましても今や65歳以上ではなく、後期高齢者75歳以上を想定していただければお分かりでありますように、この方々の多くはパソコンやスマートフォン等を駆使できるとは限りません。高齢者に寄り添った支援ということから、高齢者の立場に立つてみることで適切な支援策も考えつくのではないのでしょうか。

言うならば、先ほど御答弁いただきましたように、せっかく作成したポスターやチラシ等について、市の窓口に来た方々だけに配布するのではなく、DVDやパソコン等に縁遠い自粛生活者に、行政区を通して個別配布が適切ではないかと考えるところではありますが、このことについてどのように考えるのか、お聞かせください。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 作成しましたポスターは、必要とする多くの高齢者に有効活用していただきたいと考えております。地域の中で公民館等、目につく場所や施設にポスター掲示をするなど、いま一度周知を徹底し、希望者にはすぐにお渡しできる方法など高齢者の立場に立った支援を検討してまいります。

また、DVDもインターネットも見られる環境でない高齢者の方々に向けまして、先ほども触れましたが、令和2年度よりFMうしくうれしく放送のラジオ放送にて「お家de実践！介護予防」というテーマで体操実践等を含む介護予防の情報を発信しております。

コロナ前から実施している介護予防の各種教室も感染症予防対策を講じ、一部内容を変更するなど工夫して実施しているところですが、教室には行きたいけれどもコロナ感染が不安という方がいらっしゃいましたら、個別の対応を行ってまいりますので、医療年金課の介護予防担当まで御相談いただければと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 今御答弁いただいたように、やっぱり寄り添うということは、その人の立場になって考えていただけないと、ただやっている感だけが先行してしまって、実質的に、実態的に本当に高齢者、ましてフレイルになって介護状況になるかならないかの人たちをどういうふうに救済していくかということ、その辺を市民と共有しながら、しっかりとやっていただきたいと思うところであります。

次に、高齢者に寄り添った優しいまちづくりの②といたしまして、かっぱ号バス停にベンチの設置をとの高齢者の強い要望についての質問をいたしたいと思います。

牛久市も市民の多くが高齢者となり、かっぱ号を利用されるほとんどの方々は足腰が痛いとのことで、バス待ち時間に座ることができる小さな椅子かベンチが欲しい。あれば苦にならず、もっと外出ができ、住み慣れた牛久市で暮らし続けられるのではないかと市民の声があります。

超高齢化時代に即した様々な支援は包括的に必要であり、その一つがベンチの設置ということになりますが、執行部のお考えをお聞かせください。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 令和3年度末現在において、かっぱ号の停留所は10路線で210か所設置されております。これらの停留所に対して、牛久駅東西口、牛久市役所、中央生涯学習センター、牛久運動公園など公共的施設を中心に10か所にベンチが設置されております。

設置に関する基準として、設置場所については、原則として道路の敷地外もしくはベンチを

設置した後に2メートル以上の幅員が取れる歩道となっております。構造については、原則として固定式とするなど容易に移動することができないもので、十分な安全性及び耐久性を備えることとなっております。

高齢化の進展に伴って、かっぱ号利用者の高齢化も進み、歩車道ブロックの上に腰かけてバスを待つ方がいるような話も聞いております。市といたしましては、こうした状況も踏まえて、要望があるごとに設置について個別に判断しながら対応しております。

先ほどの10か所のほとんどは十分な広さが確保できる歩道や公共施設敷地内ではありますが、つつじが丘ルート第2公園前の停留所や刈谷ルート刈谷大橋停留所は、道路の敷地外に設置しております。直近の事例といたしましては、令和4年3月に、牛久ロータリークラブから寄附を頂きましたベンチ2基を、ひたち野うしく駅西口駅前に設置いたしました。これらのベンチの設置に当たっては、先ほどの基準等に合致するように、1基当たりが165キログラムの重量がある、また容易に移動することができないものを選定しております。

今後も、個別のバス停の状況を踏まえながら、ベンチ等も含め、高齢者に優しいバス待ち環境の向上に努めてまいります。

私も以前、バス待ちをしている人を見たら、簡易の手で持って歩く組立て式の、よくゴルフなんかでつえ代わりにもなるし簡易的な椅子にもなるようなものを持ちながらバス待ちしている光景を見ることができました。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 令和3年度高齢者保健福祉計画第8期に示されてありますように、高齢者にとりまして大切と思われまことは、生きがいつくり、そして健康づくりだと思います。しかしながら、家に引き籠もっていても、これら健康づくりも生きがいつくりも何ら可能になりません。

そうした中で、かっぱバス停のベンチさえあれば、皆さん、今、市長のほうから携帯用の椅子というような御提案がありましたけれども、あれはアルミのパイプでできていますので結構重量があります。高齢者があれを持ち運んで歩くというのはちょっと難しいのかなというふうに思いますが、やはりかっぱ号を活用してどんどん外出できることをするためには、この210か所のかっぱ号のバス停の中に、ベンチやちょっとした椅子等を固定しなければならないというふうな今答弁をいただきましたけれども、そういう場所が可能であれば、そういうところに設置していただけるというような今御答弁をいただきましたので、高齢者になってベンチの設置等を本当に切望されている市民にとっては大変喜ばしいことであろうと思います。

また、そして今御答弁いただきました設置についての判断対応は、要望があるごとに対処するとのことですが、どのような形で市の窓口によればいいのかということ。どこにどのよ

うな要望をすれば設置可能か不可能かというような選択をしていただけるのか、その辺の確認をしたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 かつば号ができてから、これまで設置できる場所にはおおむね設置しているのかと私は思っております。あとはやっぱりそういう設置場所がない、そうすることで歩道を歩行する人、また自転車で差し支える人も出てきて、これまた撤去してくれという話もあります。ですから、ここは状況によってといいますか、全ての御要望に応えるということは、私はなかなかちょっと今の私たちの生活環境、道路環境で難しいと思っております。

その中で、先ほどの私が見かけた話でございますけれども、そのようなことで対応している方もいるということで、そういうことが対応できなかつたら、私は個人でどのように対応していくかという、これも私たちの少しの一つの知恵なのかなということもございまして、そういうことができればいいんですけれども、できない環境においてどのような対応をするかというのは、ちょっとなかなか私たちも判断しかねない、また、御利用いただく方がどのようにそれを許容しながらやっていくといっても、これは私たちも皆さんもいろいろとその状況において判断していくのかなと私は思っています。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 ただいま市長のほうから御答弁がありましたけれども、本当に高齢者であってもしっかりと車免許証を返納しないで自分で運転されている方、そういう方たちには問題ないわけで、それは論外として、やはり後期高齢者以上の方たちには、御主人に免許証があったがために自分たちは取らなかったということで、今お一人で生活されているいわゆる独居老人、そういう方、2,000人近い人たちは女性がいます。そういう方たちの要望として、おっしゃるとおり210か所の中にはできる場所、できない場所、精査すればあろうと思います。だから、できる場所について、先ほどの繰り返しになりますが、高齢社会において高齢に即したような形で考えを変えていかなければならないのではないかと考えるところです。

本当に自分で考えろということで、本当はそのためにうしタク等を提案して、うしタクを今3台で運用していただいておりますが、やはりマクロ経済スライドということで、年金も少ない、物価が高い、そういう中でかつば号を利用したい。しかしながら、バス待ち時間に足腰が痛いということになると、いろいろ私も勉強しましたら、高齢とともに脊柱管狭窄症ということで、立っていることがなかなか難しくなる、足腰がしびれて立っていられなくなるということらしいんですね。でも、座ることによってそれがまた改善されるというような状況もあることから、ベンチが欲しいという市民の要望であらうと思います。その辺については十分に執行

部で議論しながら、できる場所において実施していただければと考えているところです。

それでは、続きまして、高齢者に寄り添った優しいまちづくりの③の質問といたしまして、独居高齢者の災害時も含めた迅速な情報の伝達についてであります。

市民への情報は、台風、豪雨、地震等の自然災害に加え、近頃話題になっております隣国からのミサイル飛来などの緊急性を要するものも、ひょっとしたらあるかもしれません。広報紙等での情報提供であれば、そんなに緊急性がなくてもいいような内容の問題であるならばいいんですが、今申し上げましたように緊急性を要するような情報について、このようなときに高齢者になった方たちに対して情報がない。要するに、高齢になりますと、いろいろ身体的機能も低下してまいります。記憶に新しいところでは、コロナワクチンの第1回目の接種予約等の混乱でした。今考えれば、市民に適切に情報を伝えていけば、あのような状況にはならなかったものと考えるところです。

これからも自然災害ばかりではなく様々な不測の事態がいつ発生するか分からないとき、独居高齢者は情報に乏しく、また高齢での先ほども申し上げましたように様々な機能障害、高齢者であるがゆえの機能障害です。耳や目や足腰が悪い、そういう人たちのことを想定しますと、どうしたら迅速に情報の伝達をすることができるのかと考えさせられているところです。市の現状と今後の取組について伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 独り暮らし高齢者の方への迅速な情報提供についての現状ですが、災害時であれば、まず防災無線、広報車、コミュニティFM、かっぱメールが挙げられます。次に、自主防災組織を介してお伝えする方法や、メールを見た近所の方や親族のほか、民生委員などが訪問や電話で知らせる場合などもあると考えられます。スマートフォンやパソコンを使用されている方については、防災情報通知等を登録してあれば、自ら確認できると思われま

す。災害時以外であっても、お伝えすべき情報にもよりますが、防災無線、広報車以外は、同様の方法になると思われま

す。今後の取組ですが、緊急の災害情報を最も早く伝達できる防災無線につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間をかけてデジタル化を進めている中で、聞き取りにくい原因とされていた反響や音声の改善が見込まれます。迅速にという点においては、防災無線が優れているため、聞き取りやすさが加われば、よりよい手段になると考えております。さらに、防災無線の放送内容をSNS等はもちろん電話やファクスによってシステムが自動的に災害情報を一斉送信する仕組みや防災アプリケーションの導入も検討してまいります。

今後も、お伝えすべき情報に応じて、よりよい方法による伝達に努めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 ただいま御答弁がありましたように、本当にこれからどんどん牛久市は高齢化が増していくわけで、地域によってはもう既に高齢化率が40%という行政区もあります。

そうした中で、迅速に情報伝達するということでは防災無線が一番でありますけれども、整備される令和7年までに、まだ3年以上あるということでもありますし、その間、的確な情報を伝える情報の提供者として一番適しているのは、今現在コロナ禍でなかなか高齢者の御自宅へ民生委員等が出かけて個別対応は難しいかと思っておりますけれども、近所の方々や民生委員かなと思うところであります。先ほど言いましたように、高齢者は高齢者がゆえにいろいろ機能障害を持っている方たち、そういうものを把握しているのは民生委員であったり地域の市民、近所の方々であろうと思っておりますので、そのようなものをしっかりと民生委員の方々に伝えていただければというふうに考えているところでです。

次に、高齢者に寄り添った優しいまちづくりの④の質問になりますが、民生委員の見回りの強化について質問をいたします。

先ほど、高齢者になるほど身体的低下が発生すると申しましたが、また一方では、一口に高齢者であっても、個々人の身体的、そしてまた能力的に差は大変あるかと考えております。年齢が高齢者だからといっても、民生委員が訪問する必要はないのかなというふうに考えながら、しかしながら必要とする高齢者もたくさんいるわけですから、その辺の取捨選択をしながら、やはりお一人で不安になっている方々、そういう高齢者に対しては見回りの強化が必要ではないかと考えるところでです。

牛久市の令和3年4月1日現在で、お一人で生活されている方たちも3,084人となっております。このようなお一人の方、そしてまた御夫婦であっても情報がない人たちに対して、その情報の提供者ということで民生委員の来訪を心待ちにしている、そのような方たちの訪問を強化していただきたいと考えるところでありますが、この辺につきましては、民生委員もいろんなことに駆り出されておりますので大変忙しいかと思っておりますが、この辺について執行部の御所見を伺いたいと思っております。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 コロナ禍におけるひとり暮らしの高齢者等への民生委員・児童委員による見守り活動の状況ですが、対面による見守り活動が思うようにできない中、担当地区において、メッセージカードの配布やメール、電話等を利用し、各委員がそれぞれの方法を工夫しながら間接的な見守り活動を行っております。

また、新型コロナワクチン接種に関する案内や住民税非課税世帯を対象とした給付金の案内等については個別に通知をしておりますが、民生委員・児童委員に市から通知内容をお伝えした上で協力を依頼し、理解が難しく情報が入りにくい高齢者に情報提供等の対応をお願いし、伝達や状況把握に努めております。

今後も民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の各関係機関と連携し、高齢者の心身の状態を把握し、必要な支援につなげてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 今、部長のほうから答弁がありましたけれども、本当に市と共に民生委員から二重に三重に、例えば先ほどの情報を提供しても、その内容を十分に理解できない、そのような高齢者に対しては、二重に民生委員からも伝達するというので、二重に伝達をしているというふうにうかがえましたが、そのような支援を今後ともしていただくためには、民生委員を本当に必要な人たち、この民生委員・児童委員の見回りの強化等については、これからどのようにしようとしているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 令和3年4月1日、昨年度、民生委員さんの人数は117人となっております。年間延べの活動日数といたしましては1万8,558日ということで、平均の年間活動日数は158日となっております。365日ですので、3日に1回とか、2日に1回程度は、民生委員さんのほうは何らかの活動をしているというような状況となっております。

65歳以上の独居高齢者の名簿を市のほうから貸し出しまして活動に利用していただいているほかに、子供、それから障害者なども含め見守りが必要な対象者がいれば、市のほうから情報提供いたしまして、必要に応じた定期的な見守りを頻繁に行っていただけるようお願いしております。

令和4年4月1日現在で、民生委員さんは123名ということで、ようやく定数を確保することができましたので、人数が増えたというところで見回りのほうを実施していただけるというふうに考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 本当に民生委員の方々は御苦労されているわけです。超高齢化、民生委員と児童委員を兼ねているということでもありますから、不登校とか、いじめとか、そういういろんなものをひっくるめて対応しているというのも聞いていますので、大変ではあるんですけども、必要な高齢者にはやっぱり足しげく通ってもらうような、そのような要望をい

たしまして、次の質問といたします。

次は、少子化対策についてとなりますが、切っても切り離すことができないのが婚姻数であろうと考えます。ちなみに、令和3年の日本の婚姻数は53万7,583件で、前年比7万8,069件の減少でした。当然、子供の出生は令和2年の確定値は86万5,239人で、令和3年では81万1,604人で、過去最少の出生数で、日本の人口は推定より早いペースで減少し、今後もっと少子化が進むのではないかとわれております。

このようなことで、2060年の日本の人口は9,000万人を下回るとの予想で、この人口規模が国家盛衰の分水嶺にあるとされ、少子高齢化によって人口が減少することで、内需は縮小し、日本は一つの経済圏の維持ができなくなるのではないかというふうな見方もあるわけです。

このように、少子化は深刻さに現実味が増しているにもかかわらず、昨年度の自民党総裁選では、候補者全員が子供を含む家族を支援する政府予算の倍増と言っておりましたが、財源の具体策は示されず、少子化対策への本気度に対して疑問が生じているところであります。

前に私は一般質問で少子化対策について同様の質問をいたしました。その答弁では、牛久市は国の動向を鑑みるとのことでしたが、国への依存ばかりではなく、子供が成長するその過程においては、地域に対し様々な経済効果を生み出すことを考えれば、牛久市の独自政策といたしまして、少子化対策については、3人以上の子供を出生した家庭には経済的支援をしてはというふうにと考えるところでありますが、執行部の御所見を伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 令和元年第3回定例会で同様の御質問をいただいた際に一つの指標としていきたいとお答えした、当時実施中でありました総合計画・総合戦略アンケートの「持ちたい子供の数」の調査結果についてなんですけれども、「希望する子供の数」を3人以上と回答した方が19.9%に対しまして、「実際に持つつもりの子供の数」を3人以上とした方は11.3%となっており、希望よりも実際に持つつもりの子供の数が少なく、その理由としては、「経済的に難しいから」が58.9%で最も多く、「仕事との両立が難しいから」が30.8%で続くという結果となっております。全体でも、希望する子供の数より実際持つつもりの子供の数が少ない理由のうち「経済的に難しいから」が前回調査の66.9%から6.9%増加し73.8%と最も多くなっておりますので、出産には経済的不安が伴っていることが分かります。

それらの結果からも、3人以上出産した方への出産祝い金等の支給による経済的支援は、経済的不安の軽減に寄与することは間違いのない事実かと考えます。

一方で、子育て祝い金等を廃止する自治体があることも事実であり、近年インターネット等

では、子育てしやすいまちとして、妊娠・出産・育児に対する支援が充実している市町村が取り上げられております。

牛久市では、第4次総合計画第1期基本計画第3節の「すべての子どもと親が安心して生まれ育つ地域づくり」の中で「妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援」を掲げ、母子保健、児童福祉、保育、幼児教育、学校教育等の分野が連携し相談支援の充実、地域の親子の交流機会の充実、妊娠、出産、子育てに関する経済的支援の拡充などに取り組んではおりますが、今後も引き続き、直接的給付か、子育て環境のさらなる整備を充実させるのかなど、牛久にふさわしい、牛久らしい効果的事業を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 ただいま御答弁いただきましたように、3人以上の子供を欲しいと考えても、なかなか経済面や、仕事を持っていればその仕事との両立が困難との理由から、3人とはいうよりも、もう今結婚しているカップルであっても、本来なら2人以上産まなければということではあるにしても、今2人が結婚して子供が1.30というふうな形ですから、なかなか大変であるとは思いますが、今御答弁いただきましたように、それぞれ経済的な課題、そしてまた両立が困難という課題、それらをクリアすることで子供を産み育ててくれるのではないかとこのように考えているところです。

御存じのように、コロナ禍の影響もあったと考えますが、牛久市の出生数は令和2年度が488人、令和3年度では470人でした。ちなみに、平成14年生まれの今年牛久市で成人された方は785人です。比較するまでもなく、年を追うごとに少子化が止まらないわけです。

これらを考えれば、本当に少子化に対して本気度を出し、子供を核としたまちづくりをしているところもあれば、例えば近くでは流山市等もありますし、兵庫県明石市では子育て世帯の移住者も多く、出生率も伸び、税収も7年間で30億円の増となり、地域活性化共々、好循環を生み出しているとのことでもあります。

牛久市の現状では、高齢者ばかりが多くなって、なかなか経済的にも疲弊していくばかりではないかと多くの市民は考えているところです。

御答弁のように、今や経済的支援か子育て環境の整備かの二者択一ではなく、この20年間、給料が上がらなく、物価が高騰している現状を踏まえれば、まず経済的支援でしようというふうに加え、その上で、仕事がしたい方には子育てがしやすいなど総合的に考え、現状の国からのお仕着せのセオリーどおりではなく、牛久市の環境に必要な支援策を不足なく検証することで、少子化に歯止めがかかっていくのではないかと考えるところであります。そうすることで、少子化の打開策につながるのではありませんかと考えております。

牛久市の考え方の方向性については、なるようになるだろう、このままでいいんだというふうな考え方なのか、牛久市の方向性については、今後少子化についてどのように考えているのか、その辺の御所見を伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 先日6月4日の新聞記事なんですけれども、その新聞記事に「コロナ禍、少子化加速」という記事が掲載されておりました。内容としましては、昨年の人口動態統計では、コロナ禍の影響などから出生数は過去最少を更新し、合計特殊出生率は1.30まで低下しているとのことでした。

また、昨年はコロナ禍で結婚式の延期や中止が相次いだほか、将来不安などから結婚自体を諦める方がいて、日本では出産との結びつきが強い婚姻数も戦後最少の50万組にまで減少し、今後の出生数の減少要因となる可能性が高いとされています。

政府も、深刻な少子化への危機感から、出産一時金の増額や奨学金の拡充を検討し、子育て費用の軽減に取り組む姿勢を表明しております。

その記事の中で、大学の特任教授なんですけれども、若い人の雇用環境を整備し賃金を上昇させることが、結婚や出産につながり少子化を防ぐことになると指摘しております。賃金の引上げなどについては、国全体の話ではありますが、市としましては、第2期牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標Iに掲げる、若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえるを実現するため、切れ目のない支援、仕事と家庭生活の調和を図りやすい働き方支援などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 同様に、少子化対策として産み育てやすい環境の整備と支援策については、それぞれの保護者の立場や環境で随分と差があるわけです。包括的な視点で考えれば、経済的な支援が必要ということで、先ほどもかなり3人目が欲しいということでありましたが、全く子供を産まないという世帯については、先ほど次長のほうから答弁がありましたように、経済的に子育てができない世帯が子供を産み育てることはしないというのも、今、次長のほうから説明があった内容の中に、そのように記載されていた部分もあったかと思いますが、本当に考えれば一番が、今の若い世代は48%が非正規雇用ということでありますので、最優先として考えていかなければならないのは、繰り返しになりますけれども、国に準じた今の国の政策の追従といいますか、そのような形ではなくして、牛久市がやはり独自の政策を考えながら、そこの中からその課題をどういうふうにしたらいいのかというふうに進捗するような考えでいかなければ、いつも堂々巡りで同じような質問で、同じような答弁でというようなこ

とになれば、前進が全然見られないというのも現実でありますので、そういう面では、先ほど申しましたように、個人的なニーズでは食事の支援をしてもらえれば何とか働くことができるとか、学習の支援などをしていただければ高い塾代を払わなくてもいいとか、いろいろあるかと思えます。

でも、今現状として、牛久市はやっておりますけれども、もう一步踏み込んだ形でやっていかなければ、なかなか少子化に歯止めがかかっていかないのかなと思っておりますので、これから独自政策としての支援を考えているのかどうなのかということ、その辺の課題についての状況を伺いたいと思えます。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 少子化対策に関する施策につきましては、先ほどの答弁とも重なりますが、切れ目のない子育て支援として様々な取組を進めております。

その中でも、当市独自の少子化対策の経済的支援としましては、高校生相当までの医療費を一部負担金を除いて全額公費負担としております。そのほかにも、一昨年にはハッピーマタニティ臨時特別給付金として妊娠届提出者を対象に胎児1人につき10万円を支給し、昨年度は国の施策による子育て世帯への臨時特別給付金において所得制限のため対象外となった世帯に対し、市独自に児童1人当たり10万円を給付しております。

また、市独自の学習支援としては、放課後カップ塾、土曜カップ塾、訪問型家庭教育支援、コミュニティ・スクールが挙げられます。放課後カップ塾は、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図るために、放課後の時間に小学校4年生から中学3年生を対象に実施しております。土曜カップ塾は、地域の方々の参加・協力を得て、様々な講座を開催し、豊かな体験活動や学習を実施しております。訪問型家庭教育支援では、不登校ぎみの子供に対して、支援員が家庭を訪問し、悩み相談に応じたり学習支援を行ったりしています。さらに、市内全校にコミュニティ・スクールを導入しており、学校運営協議会を通して、学校運営に必要な協議や学習支援を実施しており、子供たちに質の高い教育が実現できております。

また、子育てという観点では、現在、妊娠期から子育て期にわたる総合相談や支援を実施している牛久市子育て世代包括支援センターと連携し、全ての子供とその家庭、妊産婦を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた準備を行っております。

以上のように各種取組を実施しているところですが、少子化対策としましては、経済的支援のほか、子育て広場など施設整備や相談体制の充実、イベント開催などのソフト的事業など、子育て期間において年齢に応じた取組をバランスよく実施することで、牛久市の子育て環境の魅力が向上し、子育て世帯の転入、出生数の増加につながるものと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 ただいま次長のほうから御答弁がありましたように、この間、1994年から国のエンゼルプラン等や保育サービスの充実などをしっかりしてきたはずですし、また牛久市におきましても、御答弁ありました第4次総合計画の基本計画の中で、妊娠時期から切れ目のない子育て支援をしてきたはずですし、またしているにもかかわらず、一向に少子化に歯止めがかからない。このことについては、どのような見解をされるのか。

であるならば、これを何とかするというのが、一つの行政の役目ではないのかなと考えているところですが、アメリカの電気自動車メーカーのイーロン・マスクCEOも、文明の最大のリスクの一つは急激な出生率の低下で、子供が増えないと文明は崩壊するというふうな2021年12月に発言されていますように、一向に成果が上がらないことをやはり検証しながら、上がるための実行についての見解を牛久市は今言ったので、さっきの繰り返しですが、もうこのままでいいんだと、もう自然に任せるんだというふうなさっき方向性を聞いたわけですが、そのような見解を再度、聞きたいと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 ここ近年の出生率の大きな減少につきましては、牛久市のみでなく全国的に問題として生じている事態だと考えております。

今後は、コロナという影響も一つあるとは思いますが、引き続き、結婚、妊娠、出産、子育てトータルでそれを行ってみたい、行いたいというような環境づくりに引き続き努めてまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 ぜひ出生率が上がるような、そのようないろんな面で、子育て支援であったりとか、多角的に出生、子供が増えるような政策を取っていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で、16番黒木のぶ子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時08分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番藤田尚美議員。

〔2番藤田尚美議員登壇〕

○2番 藤田尚美 議員 改めまして、皆様こんにちは。公明党の藤田尚美です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず初めに、ケアラー、ヤングケアラーについて伺いいたします。

ケアラーとは、介護や看病、療育が必要な家族や近親者を無償でサポートする人のことです。ケアラーのケア対象は高齢者だけではありません。障害者や難病患者、病児・障害児、さらにはアルコールなどの依存症やひきこもりの方までと広範囲にわたります。何らかの事情があって日常生活を送ることが困難な方のケアを担う人を総括してケアラーと呼んでおります。

身近に要介護者がいるために定職に就けないというケアラーも珍しくありません。満足な収入を得られずに、経済的負担が重くのしかかってしまう人もいます。また、金銭面も大きな問題ですが、社会的なつながりが断絶されることでコミュニケーションが満足に取れず、社会的孤立を感じているケアラーも多いと言われております。

ケアラーが最も多い年代は、親の介護が必要となってくる50代から60代ですが、その一方でヤングケアラーと呼ばれる18歳未満の学生増加も指摘されています。

ヤングケアラー増加の要因には、以下のような例が挙げられます。1つ目は、晩婚高齢出産が進む中で、子供が成人する前に親の介護が必要な状態になってしまうケース、そしてもう1つは、仕事で忙しい両親に代わって子供が祖父母のケアを行うケースです。若いときから介護に関わると、介護の大切さを学べるので、これは決して悪いことではありません。しかし、介護に時間を取られて、本分である学業に支障を来したり、友人との交流が減ってしまったりする問題は無視できません。実際に、ヤングケアラーが不登校になってしまった事例もあります。このような問題の改善に向けての取組が、社会全体で必要であります。

そこでまず、ケアラーに対する支援の重要性をどのように周知、啓発していくのか、伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼子ども家庭課長 ケアラーは、子供から高齢者まで広く存在しており、ケアラーの中には大きな負担によって日常生活に支障を来す方もいるため、適切な支援が必要と考えております。

特にヤングケアラーは、その名前や概念について、社会的認知度や理解は高いとは言えない状況のため、子供自身や保護者への認知度を向上させ、理解と自覚を促すことが必要です。また、子供に関わる保健・医療・福祉・教育等の関係機関が、ヤングケアラーについての理解を深め、家庭において子供が担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげ、

提供することが重要と捉えております。

こども家庭課では、啓発活動の一つとして、牛久市医師会が定期的で開催している在宅ケアネットワークの会の場をお借りして、ヤングケアラーについての説明会を行いました。この会は、保健・医療・福祉の関係機関が情報交換等を行う勉強会として実施しており、当日は医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員などが参加し、パンフレットの設置等に協力を申し出ていただくことができました。また、ヤングケアラーの名称や概念について、市職員の認知度を向上させる目的で、各職員に対して庁内メールにて周知を行いました。

今後は、ホームページの掲載や国から配布されるポスター、リーフレットを庁内窓口をはじめ関係機関にも配布し、広く市民に向けて周知啓発を予定しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 私も、在宅ケアネットワークの会に参加させていただきました。その際、このようなパンフレットをもらい、ヤングケアラーの説明を受けました。周知をしていた後、参加された先生方は、ヤングケアラーについてお話をされているのを伺い、改めてこの周知というところの必要性を実感いたしました。

また、御答弁で関係機関にも配布をしていただけるとのことですので、まずはこのヤングケアラー、この言葉の意味を広く市民に周知、知ってもらい取組からお願いいたします。

次に、SOSを出す相談先として、縦割りを越えて支援を行うために、専門の窓口設置の考えはあるのか伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 市では現在、それぞれの担当部署でケアラーからの相談を受け付けておりますが、その御家庭の課題となっていることが他の部署につなぐ必要がある場合には、関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応を行っております。例えば、来所による相談を受けた際は、相談内容に関係する機関の職員がその窓口に出向き、一緒に相談を受けたり、必要に応じて同行で訪問したり、柔軟に対応しております。現状では、ケアラーであることが原因であっても、表面化している介護や生活困窮などの相談や手続の中からケアラーの問題を拾い上げ、つなげていく対応を行っております。

ケアラー専門の窓口を設置する予定は、今のところございませんが、今後も各部署がケアラーやヤングケアラーについての知識を深めるとともに、さらなる連携強化を図ってまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 各関係部署とさらなる連携強化をしていくとのことですが、今後、その先なんですけれども、相談窓口にも、各部署に来られる方はいいんですけれども、やはり足を運ぶことができない、そういう方たちにはSNSのツールの考えはあるのか、伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 市では、今のところSNSを活用した相談窓口の設置は予定しておりませんが、スマートフォンを使用し、子供たちが気軽に相談できる相談先として、茨城県で開設している中高生がLINEで相談できる、いばらき子どもSNS相談、毎日18時から22時や、24時間電話やメールで相談できる子どもホットラインなどを案内しております。

また、国で開設している24時間子供SOSダイヤル、年中無休24時間受付や、児童相談所相談専用ダイヤル、年中無休24時間受付などを把握しており、必要に応じ子供本人や家族に御案内しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 市としては、福祉部門ではSNSのツールはつくらないで、県のほう、国のほうのツールを使っただけということ周知をしていくというお話でした。

またそこに、学校ではSTOP it、これははじめのみならず様々な相談窓口でもありますので、その部分を福祉の部門からお知らせするという必要ではないかと。学校には相談できなくても、福祉のほうに相談が行きます。その際にも、やはりこういうところもあるよということで、STOP itの周知をお願いします。

次に、市内におきまして、NPO法人の団体がケアラーサポート事業を開設いたしました。ケアラーのための相談支援事業や就労支援事業を行い、誰もが幸せに暮らせる社会の実現を目指されておりますが、担当課は把握されておりますでしょうか。

また、今後ですが、市としてこのNPO法人との連携、支援はどのように考えているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 市では、相談機関の一つとして、チラシを設置したり、必要に応じて相談者や関係機関に案内しております。相談者の同意が得られれば、御希望や状況に応じて情報共有するなど、連携しながら対応してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 それでは、市の担当課の中でもいっぱい相談事が来ますので、そこ

で民間の手を借りる、これも必要なことだと思いますので、連携をしっかりとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、2022年度から2024年度をヤングケアラー認知向上の集中取組期間として、現在20%に満たない中高生の認知度を50%に上げることを発表いたしました。

茨城県として、中学生、高校生生活実態に関するアンケート調査が始まっております。QRコードを読み取り、子供たち自身が回答できるようになっております。

そこで、市として小中実態調査の実施に向けての進捗状況を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 牛久市では、市独自でヤングケアラーの小中実態調査は行っておりません。

しかし、現在、県の依頼により市内の小中学校で調査が実施されています。これは、令和3年12月に施行された「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」を踏まえ、ヤングケアラーに対する支援策等を検討することを目的に実施されています。

この調査は、小学校は市町村ごとに抽出された1校とその該当校の6年生児童に対して、書面によるアンケートを行いました。中学校・義務教育学校は、県内全校と全生徒に対してウェブによるアンケート調査を行いました。この集計結果を含め、報告書は個々の回答が特定できないように編集され、茨城県ホームページなどで公表されるということです。この調査により市内の実態を把握することはできません。

全国では、ヤングケアラーが学業に支障を来すことで不登校につながる事例も見られます。そこで、牛久市では、毎月各学校の児童生徒の欠席状況の報告を基に、欠席理由などから児童生徒の生活状況を把握したり、児童生徒の日頃の様子をしっかりと見取ったりすることを通して、ヤングケアラーと考えられる児童生徒の早期発見に努めています。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 アンケートは行わず、日頃の様子や生活状況により発見に努めているとのことですが、市として把握されている現状を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 市としての状況ですが、現在、各学校が把握しているヤングケアラーと考えられる児童生徒は、小学校で5名、中学校で7名います。独り親家庭で、働く親に代わり家事を行ったり、きょうだいが多く、幼いきょうだいの世話をしたりしている児童生徒がほとんどです。中には、保育園にきょうだいを送っていくために遅刻をしたり、きょうだいの世話

をするために欠席が既に10日を超えている中学生もいます。

また、ある小学校の児童は、きょうだいが多く、母親も精神的に不安定で家事に取り組まない状況だったため、離婚により父子家庭となり、保育園に通うきょうだいも含め互いに面倒を見合いながら登校しています。この児童は、生活科や図工の材料の準備が整わないこともよく見られます。また、日本語のできない外国人の両親に代わって家事をしている生徒、家計を支えている母に代わり下半身不随の父と難病のきょうだいの世話をしている生徒もいます。

現在、こども家庭課や市の訪問型家庭教育支援相談員、校内ではスクールカウンセラーや養護教諭、担任が連携を取って対応しています。学校がこれらの子供たちをヤングケアラーとして把握したきっかけは、面談等で家族から相談があったケースがほとんどです。家族からの相談がなく、何らかの形で学校生活に支障が出ている児童生徒はまだいると考えられます。

一方、教職員も、児童生徒も、どんな状況がヤングケアラーに当たるのか理解が不十分な面も見られます。

以上が実態です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 答弁にもありましたが、教職員も児童生徒も、どんな状況がヤングケアラーに当たるのか、理解は不十分かもしれませんので、ぜひヤングケアラーを学ぶ機会を設けていただき、そこから早期支援につながるよう教育と福祉の連携で子供たちを守っていただきたいと思います。

次に、ケアラーの支援に関する基本方針や具体的施策はどのように考えていくのか、伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 ケアラーの支援に関しまして、市では現在、適切な支援を提供するために、まず本人や御家族、関係者等から、生活状況や家庭環境をはじめ、お困りのことや今後の御希望等を丁寧に聞き取り、御家族の全体像を把握するとともに、それぞれの御家庭の個性に配慮し、今ある資源を利用して、ケアラーの負担が軽減できるよう、包括的に対応することを基本方針としております。

特にヤングケアラーに関しては、子供らしい暮らしが奪われることのないよう配慮し対応しており、必要に応じて要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と情報共有を図るとともに、支援方針について協議することとしております。また、子ども家庭総合支援拠点を設置した後は、相談体制のさらなる充実を図る予定です。

ケアラーの支援に関する具体策につきましては、現状のサービスを最大限に利用しながら、相談等を積み重ねつつニーズを把握し、今後も国、県の動向を注視しながら調査、検討してま

います。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 子ども家庭総合支援拠点を設置した後に相談体制の充実を図るというのですが、先ほどの答弁にもございましたが、悩んでいる児童生徒がいますので、早期に設置に向け体制強化をお願いし、また今国は、厚労省であります、ヤングケアラーの施策としてマニュアルを作成しておりますので、その点しっかりと読字していただいて、支援強化をお願いしたいと思います。

次に、今後の公立幼稚園の在り方であります。

幼児期の教育にふさわしい環境という観点から、子供たちの将来を見通し、やがて牛久市を担う人として生きる力を身につけられるようお願いしながら、公立幼稚園の今後を検討くださっていることは理解しております。しかし、保護者からの不安な声も私のところに入ってきているのも現実であり、安心して理解していただけることが大事だと考えます。

そこで、保護者から出ている声を質問させていただきます。

まず、園児数減少によって、今どのような課題が保育に起こっているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 牛久市における公立幼稚園の園児数については、令和元年度までは第一幼稚園・第二幼稚園を合わせて100名以上の園児数を維持していましたが、令和2年度から徐々に減少傾向をたどり、令和4年度の現時点においては、第一、第二を合わせて52名となっています。これらは令和元年10月に始まった幼児教育の無償化の影響と近年の新型コロナウイルス感染症の蔓延により、例年、公立幼稚園を知っていただくために行ってきた体験入園が思うようにできなかったことが要因であると考えられます。

園児数の減少が進み、1クラスが10名以下になってくると、集団での学びが難しくなり、子供自身に様々な弊害が危惧されることが専門家により指摘されております。例えば、人数が少ないことで、優しく友達思いの子供が育つと言われる一方で、葛藤や争いの場面が少なくなることにより、競争心が育ちにくく、主体性、社会性を培うことが難しくなると言われています。小学校へ就学後、自分の思いどおりにならない場面に遭遇した際に、子供自身が課題に向き合う姿勢を取れるかどうかが不安要素となるという指摘もあります。

現時点では、1クラス10名以上の園児数を保ってはおりますが、今後の園児数の減少に備えて、今、対策を取る必要があると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 今、早期に対策をしていくことによって、また牛久市の子供たちを守っていける、また子供同士の触発という部分でも、集団というところのメリットは大きいと思いますので、このように丁寧に皆さん方にまたお伝えしていただきたいと思います。

次に、3年保育についてであります。

3歳から幼児教育施設に預けたいと考える保護者は多く、また主流となっております。子供が3歳頃になると自我が芽生え、保護者が子育てに不安や育てにくさを感じるが多くなります。幼稚園に3歳から就園できることは、遊び相手を求めるようになる発達の側面と、学校教育全体の学習基盤を培うという教育的側面に加えて、保護者の子育てを支援する面でも効果的です。

厳しい財政状況や、互いに補完し合ってきた私立幼稚園の関係から、3年保育は行っておりませんが、少子化や子育て不安の増大が進む中、子供たちの成長や子育て支援の観点から、その必要性がますます高まっております。

そこで、3年保育を検討していくべきだと考えますが、御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 牛久市の公立幼稚園では、昭和49年の第一幼稚園の開園当初からの歴史の中で、5歳児保育のみでスタートし、昭和61年に4歳児保育まで拡大したものの、これまで3歳児保育への拡大は行ってきませんでした。

在園児の保護者だけでなく未就園児を抱える保護者の間には、3歳児保育のニーズが根強くあることは保護者アンケートや懇談会などで把握しております。

議員御指摘のとおり、子供たちも3歳頃になると自我が芽生え、好奇心も旺盛になり、コミュニケーションや遊びの幅も広がってくるため、子供たち自身にとっても3歳からの通園がその後の集団生活への適応に効果的であると考えております。

また、保護者によっては子育ての不安を感じ始め、幼稚園に入れて安心して育てたいと感じ始める方も多いと考えます。

学校教育法第26条には「幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする」と規定されており、幼児教育は満3歳からの3年保育が標準となっており、市内の私立幼稚園は3歳児からの3年保育を導入しております。

さらに近年、幼児教育の大切さ、保幼小連携の大切さが注目されております。牛久市においても幼児教育の質の向上のため、幼児教育センター事業の取組としまして、市内の公立・私立を問わず全ての保育園や幼稚園を対象とした研修や巡回相談などを行っております。

そのような中、3歳児保育に関する課題解決や不安解消を円滑にしていくためには、やはり公立幼稚園でも私立幼稚園と同様に3歳児からの3年保育の必要性を感じているところです。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 再度、ニーズがあることを把握されて、必要と感じているとのことですが、3年保育を今後していくということでしょうか、伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 これにつきましては、3年保育を行う方向で検討していくという段階になります。これから庁外の会議等にも諮って議論をしていただく過程を経ていく形になりますので、そういった方向で検討していくというお答えになります。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 では、前向きな検討ということで、今後一つに統合されていく中で、お部屋の数も必要となってきます。

そこで提案なんですけど、例えば4、5歳児の園児募集に対して、3歳児はそれの半分、まだ1桁というような3歳児の園児募集にし、3、4歳児、また5歳児というふうにすると、1部屋に3歳児と4歳児が入り、5歳児は1クラス。そうすると、園児数とお部屋の平米数と、その人数がかなってくるような体制で募集をして、ニーズに図っていく。そのような形で、園舎の使い方、そこにモデルとしてまずはやってみる。一緒になって25人、25人ではなく、3歳児はまずは5人からとか、10人からというような募集をかけてみてはいかかかと思っておりますが、御見解をお願いします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 今、議員のほうから御提案がありましたが、やはり公立幼稚園に対するその役割としては、途中から、例えば4歳もしくは学校に入る途中で引っ越してきて、やはり集団教育を全く受けなくて学校に入るわけにはいかないの、一旦入ってくる、途中から入ってくるお子さんのニーズもございます。そういったことを考えると、やはり3歳児、4歳児、5歳児を同じ定数で埋めてしまうのではなく、やはり3歳は少し少なめにスタートして、4歳から入れる枠も残しておくというのも一つの考えになってくるかと思えます。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 それでは、3歳を少なめに園児数を募集していくということで、3年保育に向けて頑張っていたきたいと思います。

次に、延長保育の実施の考えを伺います。その際、登園時間から降園時間、また、園庭開放

についてもお示しください。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 牛久市の公立幼稚園においては、現在、登園時刻が8時30分から8時50分の間、降園時刻が午後3時となっております。これについては、以前は降園時刻を午後2時としまして、午後3時までを園庭開放の時間としていたものを、午後3時降園という形で延ばしたものを、改めたものでございます。

降園時刻以降に保護者のニーズに合わせて保育を行う延長保育については、保護者の中には望んでいる方もいらっしゃると思っております。一方で、現場からの聞き取り等にもよりますと、公立幼稚園を選ぶ保護者の皆さんの中には、子供が小さいうちは働かずに子供と過ごす時間を大切にしたいとお考えの保護者が数多くいらっしゃるというふうに伺っております。さらに、生涯の学びを支える非認知能力を育てる公立幼稚園での保育、また遊びの中から学ぶ保育、子供中心のゆとりある保育、子供の主体性を育てる保育、こういったものに共感し、園との関わりや保護者同士の関わりを持ちながら、園と一緒に子供を育てていきたいとお考えいただいている保護者も多くいらっしゃると思っております。

このようなことから、必ずしも公立幼稚園が私立幼稚園や保育園と同じような条件をそろえて競争率を高めていく必要はないというふうに考えております。公立幼稚園の教育環境や教育方針に共感を持った保護者に選んでいただくという意味で、3時の降園時間の後に、園庭開放という形で4時まで自由に親子で遊んでもらう方針を取っております。

延長保育については、当面、積極的に導入することはせず、周辺の状況を観察してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、第一幼稚園に、第二幼稚園地域の在住者が異動する検討をされておりますが、移動手段の確保はどのように考えているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 現在、公立幼稚園の園児数減少に対して、第一幼稚園への一園化を検討する中で、第二幼稚園の近接地域にお住まいの御家庭の中には、未就園児の第二幼稚園への就園を考えていた御家庭もおられるのではないかと考えております。

また、現在、第二幼稚園の在園児の通園方法としては、近接地域にお住まいの御家庭では、自家用車をお持ちでない御家庭もあり、徒歩や自転車での通園をしている家庭が一定数いらっしゃいます。そのような御家庭への対応としては、第二幼稚園付近から第一幼稚園への移動手段の確保についても必要になってくると考えております。

一方で、公立幼稚園には、保護者が送迎の際に、先生や保護者同士で言葉を交わし、子育ての悩みを解消したり、園と保護者が一緒になって子供を育てていくといったような役割もあると考えております。このようなことを加味して、移動手段の一つの案としての通園バスなどの運行については、通園環境の変化への対応として、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 やはり第二幼稚園地域の保護者の方は、車がないという御家庭も多くいらっしゃいます。しかし、公立幼稚園の保育に魅力があるから公立幼稚園を選びたい、けれども足がないから、車がないから断念したというような悲しい事例が起きないように、通園バスで、送迎の中で先生とのコミュニケーションがないから徒歩通園、対面で引取りをしたほうが良いということもありますけれども、この保育がとてもしばらしいと認識をされている保護者たちのためにも、しかし足がないから違うところに行くというような運びにならないよう、ぜひ移動手段の確保には早急に方向性を決めていただきたいと思います。

今後であります、この第二幼稚園の園舎をどのように利活用を考えていくのか、お伺いいたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 第二幼稚園園舎の今後の利活用については、現在、教育委員会内において検討を行っております。

安全な園庭や遊具があり、トイレも未就学児に適した整備がなされていることから、これら施設の特性がなるべく生かせる施設はどのようなものかを早急に検討している状況です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 施設の特性をなるべく生かせる施設を早急に検討していただけるということですので、ぜひこれは提案ですけれども、今、のぞみ園の利用者があふれております。手狭になっております。また、療育においても、園庭があり、園舎があるということは、とても療育を行う上でも必要な施設であると私は考えておりますので、児童発達センター設置に向けての検討も重ねて視野に入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、キャリア教育についてであります。

キャリア教育の重要性が叫ばれるようになった背景には、20世紀後半に起きた地球規模の情報技術革新に起因する社会経済、産業的環境の国際化、グローバル化があります。その影響は、日本の産業、職業界に構造的変革をもたらしたことにとどまらず、私たちの日常生活にも大きな影響を及ぼしたことは周知のことです。

キャリア教育の必要性について提唱されたのは、平成11年12月、中央教育審議会答申に

において、初等中等教育と高等教育との接続の改善についてにおいてであります。同審議会は、キャリア教育を小学校の段階から発達段階に応じて実施する必要があるとし、さらにキャリア教育の実施に当たっては、家庭、地域と連携し、体験的な学習を重視するとともに、各学校ごとに目的を設定し、教育課程に位置づけて計画的に行う必要があると提言されております。

キャリア教育の定義といたしまして、一人一人の社会的、職業的自立に向けて必要な基礎となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育とあります。子供がキャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけであります。そして、キャリアの形成にとって重要なのは、自らの力で生き、生き方を選択していくことができるよう、必要な能力や態度を身につけることにあります。したがって、キャリア教育は、子供一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれのふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力や態度を育てることを目指すものであります。

まず、本市におきまして、キャリア教育の具体的な取組を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 キャリア教育については、とどまることなく変化する社会の中で、子供たちが希望を持って自立的に自分の未来を切り開いていくために、変化を恐れず、変化に対応していく力を育てることが大切です。

そのためには、ふだんの教育活動を通して、学ぶ面白さや学びに挑戦していくことの大切さを教えること、いまだ経験したことのない体験に興味を持ち、仲間と共に協力して学ぶことの楽しさを知ること、こうした経験を通して、未知の体験に挑戦する勇気とその価値を体得することで、生涯にわたって学び続ける意欲を育て、自立した社会人としての基礎をつくることです。

こうした能力は、牛久市ではふだんの協働的な学びの授業を通して育成しているところですが、特別活動の学級活動や学校行事、また総合的な学習の時間などでも育成しております。

例えば、各学校では、小学校・中学校・高等学校へと12年間を通して取り組んでいるキャリア・パスポートというキャリア教育に関わる活動について記入して記録を残しておく用紙があります。このパスポートは、年度初めにその学年で「なりたい自分」の目標を立て、学期の区切りと年度末に自己評価して行く中で、キャリア教育で身につける能力の育成につなげていきます。その中では、過去の資料を見直し、自分の成長を実感し、自己肯定感を育むことができる、教師が児童の記述を基に対話的に関わることができ、児童の成長を促すことができるなどの成果が出ています。

また、働く意義や職業観などを育成する活動として、小学校では、家庭からの聞き取りや図書資料、インターネットを活用した職業調べや地域人材を活用した、職業人から話を聴く会な

どが実施されています。

また、例年、中学校2年生で職場体験活動を実施しています。昨年度は新型コロナの感染拡大で未実施の中学校もありましたが、市役所をはじめ、牛久市内の多くの事業所の協力を得て実施しています。ここでも体験重視の活動だけではなく、最近では県教育委員会が作成したトライアルハンドブックを活用することによって、働くことに対する自己分析や職場でのマナーなどを学習しています。令和4年度も継続して実施を進めようと考えています。

このように、本市では日々の授業づくりとともに、年間指導計画に基づいて体験活動を取り入れ、キャリア教育の充実に取り組んでいます。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、計画と評価であります。国の報告によりますと、全体計画の作成は全体の63.4%、年間指導計画の作成は全体の46.7%にとどまっておりますが、市として年間指導計画を作成しているとのことですので、どのように計画され評価されているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 キャリア教育の計画として、市内13校とも、学習指導要領に沿って、キャリア教育の全体計画と年間指導計画を作成して進めています。本市の現時点での全体計画の作成率は84.6%、年間指導計画の作成率は76.9%ですが、現在作成中を含めると、今後どちらも100%となる予定です。

指導につきましては、特別活動を中心に、教科等横断的に各教科・領域で実施するように計画されています。

また、キャリア教育の評価につきましては、年度末の学校評価の際に実施する児童生徒や保護者のアンケートに組み込まれております。例えば、「お子さんはキャリア・パスポートで立てた「なりたい自分」の実現に向けて学習や生活に取り組んでいますか」とか、「お子さんは夢や目標を持って、今自分が努力すべきことを決めて本気で取り組んでいますか」といった項目で評価しています。

こうした学校評価のアンケート結果を教育課程検討委員会等で評価し、次年度の改善につなげています。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、様々な大人と様々な場面で触れ合い、学びの意欲を育てる教育資源となる人材確保と、子供、学校などの支援ができるキャリア教育コーディネーターの存

在は、市としてどのようになされているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 キャリア教育の職場体験活動や地域交流活動などの実質的なコーディネーターは、各学校とも教務主任や活動の担当学年の職員等が担ってまいりました。

しかし、最近では、各学校でコミュニティ・スクールの学校運営協議会や地域コーディネーターが活動するようになってきましたので、学校と外部人材の発掘や調整役を引き受けていただいています。

教職員の中には、地域の状況を十分に把握し切れていない場合があったり、外部調整に多くの時間を要したりすることもあるため、今後も学校運営協議会と連携し、地域コーディネーターをはじめ、外部のコーディネーターの充実を各学校で進めていきたいと考えています。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 ぜひここは地域の方々の御協力をいただき、人材確保して、キャリア教育の充実をお願いいたします。

次に、文科省が進めるキャリア教育の一環で、小学生を対象とした副教材、お仕事ノートを市町村ごとに発刊していくとのこととです。

そこで、伊勢市のお仕事ノートを紹介させていただきます。こちらなんですけれども、伊勢市市内の事業者、事業所12社が掲載されております。この市内にある事業所を子供たちが一緒になって学び、またそこからSDGs、今何ができるのか自分たちはということで、お仕事選びにもなるという、選択肢が広がるというような、今、お仕事ノートというものがありますけれども、市としてのお仕事ノートに対するお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 小学校のキャリア教育について、職業観や職業理解を目的とするお仕事ノートを作成している市町村があります。お仕事ノートは主に3、4年生を対象に編集されたもので、事業所の業務内容やそこで働く人の声などが掲載されています。また、よその市町村では、小学生のためのお仕事ノートなども作成し、地元の企業を紹介しながら働く人の声を掲載している事例もあります。

現在、牛久市の教育委員会や小学校では、お仕事ノートは作成しておりませんが、小学校の総合的な学習の時間などで職業調べなどを行う場合には、書籍やインターネットなどで事業所の情報収集をして学習に役立てております。

今後は、職業調べなどの学習においては、お仕事ノートにあるような地域密着型の授業づくりも視野に入れて、社会科の副読本や地域の事業所が発行している事業所案内のパンフレットなどを活用したりして、より充実した授業づくりを進めていきたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 地域密着型でお仕事の選択肢が広がるような、またはここ牛久市でどんな事業所があるのかという学びもできますので、ぜひ御検討のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、キャリア教育を今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 現在、児童生徒をはじめ青少年の中で、ヤングケアラーやニートなどの問題があります。こうした子供たちは、将来に対する夢や希望が持てず、社会から離れていく悪循環の現実が見られます。

こうした現状を踏まえると、誰もが社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけとなるキャリア教育の充実が、より一層重要となります。

このことから、今後の取組として、まず、キャリア教育の意義を保護者や地域住民と共有していく必要があります。キャリア教育は、単に職業や進路について学習するものではなく、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることです。誰もが将来の夢や希望を持ち、直面する様々な課題に対応する力を育み、自らの生き方を考える教育であることを共有する必要があります。

このことは新しい学習指導要領の授業づくりの中にある社会に開かれた教育課程につながるものです。社会に開かれた教育課程とは、授業で育てようとする力を社会と共有することや、授業を現実の社会とつなぎながら学ぶ意義を理解させていくものです。

牛久市では全ての学校に新聞が毎日届けられており、児童生徒が新聞に目を触れる環境整備もされています。新聞を日々の教育に活用している学校も多く、新聞委員会が切り抜き記事を図書室に掲載したり、新聞社とデータベースを活用して学んだりしている学校もあります。

こうした活動を通して、全ての子供たちが、将来の展望を見据えて夢や希望を持って学び、自分の生き方を見詰めながら人生を送る力が身につくように支援していきたいと思ひます。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 自分が自分として生きるために、学び続けたい、働き続けたいと強く願ひ、それを実現させていく姿が、キャリア教育の目指す子供の姿でもあります。

国は策定中のスタートアップ支援5か年計画に、小中学校や高校へのアントレプレナーシップ教育を強化する方針を明記しております。

アントレプレナーシップとは、起業家精神を学ぶということで、起業した学生などによる小

中高生向けのセミナーや、出前講座を実施する計画などを検討しており、小学生などの段階で、起業家精神に触れる機会を設け、起業を将来の選択肢に加えてもらう狙いがあります。こういった新しい選択肢を増やし、子供たちに夢を持ち、自身の人生設計を考えていってほしいと思っております。

また、牛久市教育大綱も2023年までとなっておりますので、国や県の方針や、本市の取り巻く環境の変化を見ながら、ヤングケアラー、キャリア教育など、見直しをしっかりと行っていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で、2番藤田尚美議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

午後0時01分休憩

午後1時12分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、8番市川圭一議員。

[8番市川圭一議員登壇]

○8番 市川圭一 議員 新政会の市川圭一です。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、大きな項目で牛久市観光アヤメ園について、その中からまた細かく質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

今朝ほど、実はアヤメ園のほうを見てまいりました。車が駐車場に6台ぐらい止まっていたんですけども、降りて来た中の男性の方がカメラを持っていたので、ちょっとお話を伺ってきました。毎年来られているんですかとお話したところ、毎年来ていますと。それで、毎年写真を撮っているんですが、やはり気になっていることがあるんですよと。年々花が減っていると。それで私に、写真を撮りに来られたんですかと逆に聞かれたんですが、いえちょっと見に来てだけなんですという話をしたら、写真を撮るのであれば、ここら近辺であれば、守谷市の四季の里に行かれたらよろしいですよというふうなお話を逆にさせていただきました。

ハナショウブ、カキツバタ、アイリス等々ありますよね。花の咲き頃というのはもちろんあると思います。私も今日見てきた段階では、うーん、これではなというふうに感じました。

そのような状況を踏まえて、今の現状について、どのように捉えているのかということをお聞きします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 今回の現状についてお答えをいたします。

牛久市観光アヤマメ園は昭和61年に開園し、園内には200種、2万本のハナショウブとアヤマメ、カキツバタが植えられており、その大部分をハナショウブが占めております。

ハナショウブの開花につきましては、今、市川議員からもありましたように、思うように開花してくれない状況が何年も続いています。最大の原因としては、連作障害が挙げられます。ハナショウブをはじめアヤマメ科の植物は連作障害の傾向が強く、毎年満足できるような状況を維持するには、土壌の入替えや植え土を深く天地返しする、三、四年ごとに植え替えをするなど、かなりの努力が必要であるとのことでした。

また、湿地はカキツバタには適しているものの、ハナショウブは開花時期には水が必要になりますが、常に土が湿っている状況だと根腐れを起こしてしまうとのことで、水田跡である当園の環境はハナショウブには適しておらず、改善の必要があります。

以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○8番 市川圭一 議員 ありがとうございます。

牛久市観光協会のホームページから開いていきますと、このように観光アヤマメ園は出ているんですね。持っている方は見ていただくと分かるんですが、最近のアップとなると6月7日、昨日ですよ。「1日たって、咲いてる本数が…さらに増えた」というふうになっているんですが、この写真撮っているところは咲いているような感じなんですけれども、全体として、駐車場のところから、アヤマメ園という看板があって、入るところですね。多少段差になっていて下に降りるようになっていないじゃないですか。やはりあそこから見た全体的な風景というと、ほとんどアヤマメは咲いていないように取られるんですね。

基本はやはり皆さんイメージ的には、このホームページのしょっぱなに出てくる紫というのが、やっぱりアヤマメという一番紫という色の連想があると思うんです。残念ながら咲いているのはほぼ黄色と白ということで、いわゆる外来種的なものが多いのかなというのをすごく感じています。

ですので、今答弁にもありましたが、天地返しや連作障害ということで、なかなか管理が難しいと。ただ、昭和61年開園ということは、35年の月日はたっているということですよ。それなりのノウハウがあると思うんです。やはり潮来市のアヤマメ園だとか、茨城県のホームページの観光いばらきなんかでいきますと、ちょうど今、潮来市のアヤマメ園の特集が組まれています。また、先ほど私がちょっとお話しした中に出てきた守谷の四季の里、これも観光いばらきの中のところからリンクできるようになっています。残念ながら牛久市の観光アヤマメ園は、

そこにはリンクできるようなものが、たしか私が見た限りではなかったなと思っているんです。

県内でもそのような取扱いはどうなのかなと思うんですが、牛久市観光アヤメ園という、牛久市という看板がついている以上は、やはりそれなりの努力が必要だと思うんです。今、いろいろな取組をしてきたというのは、お話は聞いているんですが、アヤメを今後どのような形で、今年はまだ大変時期的に厳しいのかなと思っています。これは逆に、来年に向けて何かその取組とか、今現状で考えていることがあるのかどうか、まずお聞きします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 現在、今年はまだこれから今年の花については難しいというお話なんですけれども、それは来年以降ということになるとは思うんですが、現在の管理委託業者は、来場者に喜んでもらえるアヤメ園にしたいということで様々な努力をいただいています。アヤメで有名な潮来市に出向いて聞き取りをしたり、文献を調べたりして、よりよい生育のための環境づくりを模索しています。また、新たな株の入手方法や株分け、施肥などについても大変前向きに熱意を持って取り組んでいただいているところではございません。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり連作障害があるということで、現在のままではかつてのハナショウブが咲き誇るアヤメ園を取り戻すというのは非常に困難であると思います。維持管理面も考慮しまして、古代ハスなど、当園の土壌に合った植物への転換についても検討してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○8番 市川圭一 議員 今答弁にありました古代ハスですか。そうすると、現況でもハスが植わっているかなと思います。水田というか、風景的にはアヤメがあぜの周りに咲いていて、池の中にはハスがあるというのが多分今の状況だと思うんですね。そうすると、植物はもちろん生き物ですから、そのときの天候だとかにももちろん左右されると思うんですけれども、では今後はアヤメだけではなくて、環境に合わせたものやっていく。また、名前等々の改名、牛久市観光アヤメ園となっている以上は、やっぱりアヤメがメインというふうに一般の方は思いますよね。ホームページを見て来た方なんかは、特にホームページに出ているやつは紫がすごくきれいになっているということで、イメージ的にはアヤメがいっぱい咲いているんじゃないかなというふうにとられると思うんですよ。

今後の展開としては、今答弁にあったハスを中心にしていくのか、それとも、あくまでもアヤメ園ということでアヤメをやはり主体とした観光園という形でやっていかれるのかどうか、答弁できるのであればお願いいたします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 お答えいたします。

そのままアヤメを続けていくという場合には、潮来市のアヤメ園のほうで私ちょっと聞き取りをしたんですけども、潮来市のアヤメ園は、まずショウブ田というんですか、畑というんですか、そこに配水施設、水道がたくさんついていまして、ふだんは湿っていないくて、花の時期になると水を配るといようなことで生育をしているということだそうです。

それと、3年に1度、エリアを3つに分けて1つずつ、1年に1つのエリアで土壌の入れ替えをして、3年かけて全体を入れ替えるという作業を毎年やっているということです。潮来市でも、それでもやはりかなり難しいということで、つくばの研究学園都市にある研究所の専門家の方にお話を聞いたりとか、かなりの努力をしてやっているというお話を潮来市の方から伺いました。

同じように、牛久市のアヤメ園でアヤメを元の状態に戻すとしましたら、やはり3年に1度、土壌を入れ替えたりという作業が必要になってくると思われれます。そうした場合の費用の問題というのがありますし、またハス田にしてというのも一つの検討材料として、現時点では、どのようにするかというのは、牛久市観光アヤメ園という名称も含めまして、現時点ではまだ具体的な方策というのはございません。

以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○8番 市川圭一 議員 ちょうど時期的に、このハナショウブというのは、5月のお節句なんかでもショウブ太刀ということで、勝ち負けという戦にひっかけて縁起のいいものというふうに言われています。

また、今もありましたように、人の手をかけなければ、やはり立派なものはそれなりにできないと思うんです。国営ひたち海浜公園でも、ネモフィラだとかコキア、あれも時期が終わると一斉に手入れをして、一旦全部株を取ってやると。お金もちろんそうですが、それなりの人手もかかってきますよね。やはり話を聞くと、今まで管理していた方たちは、ほぼ毎日のように手をかけていたというふうなお話も聞いております。私は別に、今の委託先がどうだこうだということではないんです。ただ、人、お金、そういう部分では、かかるものがやはり限られているということもあります。ですから、その時々合った在り方というものもあると思いますので、その古代ハス、それを何年に1回とか、土壌改良も含めて、そういう取組にチャレンジしていくのはすごくいいと思います。

そのようなことも踏まえまして、SDGs 17の目標の15番目に、陸の豊かさを守ろうとあります。地域的に牛久小、牛久三中の児童生徒にも観光アヤメ園は身近な存在だと思うんです。生物多様性の観点からも、児童生徒に関わりを持ってもらうということも可能なかどうか

か、その点についてもちょっとお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 アヤメ園そのものに学校が今関わっているという様子はないんですが、5月8日に牛久地区の地区社協が、アヤメ園近辺の動植物の観察会というのをやりまして、アヤメ園から住井すゑ文学館、雲魚亭と回っているんですが、こういったことに子供たちが親子で参加しているという様子があります。

それから、今度の土曜日に、土曜カップ塾で地域学習というのを牛久小学区でやりまして、これである辺を子供たちが散策するというのも組んでおります。

それから、牛久三中は科学部がありまして、十数年にわたって牛久沼の環境調査というのをやっております、全国的にすばらしい実績を上げているんですが、こういったことを通しまして、子供たちがあの地域に対する動植物や環境に関する興味はとても高いと思っています。この間も、田植の話とか、昔のあの辺の自然の話を聞いてきたということで、子供たちの話がありました。

そういったこともありまして、何かきっかけがあれば参加するという態度は育っているのかなという気はしますが、学校として直接今関わるといことは、今のところ計画にない状況です。

以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○8番 市川圭一 議員 もちろん児童生徒、いきなり関わりを持ってしまうというか、カリキュラムに入れてしまうと、年間スケジュールの中で組んだ授業日数等々にも影響が出てきますので、前に生涯学習センターでかっぱ大交流会というのがありましたよね。私も議員になる前、教育長がまだ学校長の頃に、一緒に秋田、引率で行った覚えがあります。そのときにやはりいろいろな環境教育を通して、子供たちに今の食の大切さとか、あと自然の大切さというのを少なからず教わってきたのかなと思っております。

できる範疇で構いませんので、今の段階では検討段階だと思いますが、今後そういうところを少し頭の隅にでも入れておいていただいて、いろいろな各地域、それぞれ地元の自然を生かした教育もあると思います。そのようなところも今後とも取り入れていっていただけたらと思います。

次の質問に入ります。

観光アヤメ園の周りは、牛久市でもいろいろな観光施設がございます。こちらの牛久日和に、これは観光協会を出しているやつですが、河童の里牛久沼へというのがあるんですが、これは牛久沼の周辺散策という形で地図が出ております。ここにはまだ住井すゑさんの新しいので

出ておりませんが、小川芋銭画伯とかそういうふうなものを学ぶ一つツールにもなっております。

今後、この周辺の観光施設との連携等はどうにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 牛久沼周辺は桜の名所でもあり、地元の誇る画聖小川芋銭や、それから、小説家住井すゑゆかりの文化財を擁するエリアでございまして、三日月橋生涯学習センター前には小規模ながら直売所や古民家カフェもでき、今年は谷田川沿いに新たに民間のキャンプ場がオープンしました。また、地元の有志グループによる東林寺周辺の牛久沼を望む台地の活性化の動きも見られます。

また、市内に9つあるヘルスロードのうち、牛久沼周辺では、三日月橋さくら散策コースと牛久沼かっぱの小径コースの2つのコースがあり、多くの方が散策を楽しんでおられます。

現在もこのエリアでは散策される方が多く見られますが、国道6号バイパス開通の暁には、さらなる人の流れの増加が見込まれます。こうした状況を考えますと、一つ一つの観光スポットという単位ではなく、エリア全体の総合力という観点から、その魅力をアピールすることも一つの振興策と考えております。各観光スポットとどのように位置づけるのか、また観光スポット同士をどのようにつなげてストーリーをつくっていくのが重要な課題となっておりますので、関連部署と慎重に検討しながら、牛久沼周辺地域の牛久市の観光拠点の一つとして広くアピールしていけたらと考えております。

先ほどのハナショウブの観光アヤマ園なんですけど、私もちょっと歴史のあるところなので残念かなと思っておりますが、ただいろんな手を加えてもやっぱり私たちの見合う花が咲いてくれないという非常に寂しい思いでございます。

まして学校の授業でもそのようなことで取り入れるので、やっぱりちょっと何かできないかということで、ここ2年、3年は模索していた状況でございます。そのような中で、子供たちにそういう植物を育てる、そしてそれを大切な教材の一環と私は捉えております。

今、おくの義務教育学校で、学校を新しく開設する予定がございまして、そのとき私はこのような、どのようになるのかまだはっきり分かりませんが、あそこに、ちょうどあののり地に、ちょうど南地なんですけど、土地がございまして、斜面ですね。そこに子供たちと地域の皆さんがブドウを植えて、そしてそのブドウ、3年か4年かかるんですけど、それをシャトーに持ってきて、それを皆さんの教材の足しとか、そしていろんな育てることによって経済性、そして地域の振興にどのように役立つか、これもさっきのアヤマ園ではありませんけれども、植物を育てて、そしてそういうものから学ぶということは、非常に僕は重要なことなのかなとい

うことで考えて、牛久シャトーともそういう話をしながら、このブドウ作りに対して子供たちにどのような取組が必要なのかということ、またこれから検討する時間があればと思っております。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○8番 市川圭一 議員 今、市長のほうからもございました。周辺にはいろいろな観光施設等があって、やはり私もここを通るたびに思っていたんです。桜の時期になると、あそこは桜並木がございますので、桜が満開になってピンクになります。菜の花も咲いているときもあれば、そうすると黄色ですよ。それで、先ほどからずっと言いましたが、アヤメの紫がなくなるのはすごく寂しく思います。また、かっぱの小径にも桜を植樹いたしました。あの周辺というの、いろいろな観光施設が逆にコンパクトぐっとまとまっていると思うんですね。

龍ヶ崎の道の駅が、これはちょっとなかなか現実的には厳しい状況にはなっています。今、市長の答弁もありましたが、6号線のバイパスが今後開通して、近い将来、やはり動線の車の流れが変わってくると思うのです。そうすると、あの近辺を通って、ここにこんなのがあったんだなというところになれば、やはり人も来ればお金も落ちます。そうなれば少しでもにぎわいの一端を担うことができるのかなと考えております。

まだまだ6号線のバイパスがすぐ開通というわけにはいきませんが、やはりそうなったときのためにも、慎重に、アヤメを絶やすことなく、今言った古代ハス、そのようなものも取り入れて、また市長のほうからも学校教材ということで奥野地区のブドウの話もありましたが、教育長からもありました。まず身近な牛久小、三中、児童生徒たちに、逆に改めてあの地域のよさを知ってもらおうという意味も含めて、いい方向に検討していただけたらと、そこは強く思っております。

今後、そのような状況を踏まえて、このアヤメ園のホームページ等々、これを発信しているのはやっぱり観光協会ですよ。ですから、牛久市の観光協会、確かにいろいろあります。いろいろなものを担っておりますが、観光協会としての役割、この周辺地域の観光施設も含めて、観光協会とは何ぞやというふうな言い方が適切かどうか分かりませんが、牛久市観光協会としての考え方というのはどのように捉えられているのか、お聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 観光協会の会則を見ますと、こちらの目的として、今回、牛久市観光協会は、市内の観光事業の振興を図り、併せて市民の文化厚生並びに地域産業の発展、向上に寄与することを目的とします。

事業内容といたしましては、市内観光事業関係団体との相互連絡及び指導並びに市内外観光関係機関との連絡調整、観光事業の計画及び促進、観光資源の整備改善及び保存、観光事業並

びに観光資源の調査研究及び情報収集、観光宣伝及び紹介並びに観光客の誘致などとなっております。

今のアヤメ園につきましても、観光資源の整備ということになってこようかと思しますので、先ほどまでの答弁にありましたとおりで、アヤメ園をやめるのか、完全にハスにしてしまうのかという、そちらの具体的な方針というのは、現在はまだございませんけれども、観光協会としてもアヤメ園の今後についても携わっていく所存でございます。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私は、観光というのは、地元地域の歴史、そういった文化を知っていただく、それでもって私たちがそこで見ていろんな感動を覚えていただく、そういう場所であったらいいのかなと私は思っています。

牛久市は非常にこういう環境に恵まれております。この牛久を中心とした場合は、西のほうに牛久沼がございまして、中心地に牛久シャトーもございます。また、東に行くと大仏さんがあります。全国的に有名なのは大仏さんが一番で、その次に今度シャトーも日本の文化遺産ということで、比較的今、僕らも出かけると、牛久シャトーですねということを言われます。そしてまた、小川芋銭さんや住井すゑさんがいる牛久沼のああいう景観、これは牛久市の持っている本当にすばらしい財産でございます。これをどのようなつなげて、そしてどのように発展するか、まさしく観光のそういう文化、歴史、そして皆さんに来ていただいて憩いの場所を提供するというのがまさしく観光なのかなと。

牛久沼にしても、隣の龍ヶ崎市においては道の駅構想がございました。今ちょっと頓挫していますけれども、あそこにおいてトレイル、約10キロなんです。前にもお話ししたことがありますけれども、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、取手市と、そういうことで、あそこにずっとサイクリングロード、そういうものを造ろうという計画を皆さん、通称かっぱ会と言いながらそういうものをつくっていました。そういうものができるとなると、もっともこの地域の観光、そして私たちの知っていた、まさしく私たちの地域が、もっともといろんな方に知っていただく大きなチャンスになるのかなと思ってございます。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○8番 市川圭一 議員 ありがとうございます。

私も15年前に、ちょうど5月の連休を利用して、家族で自転車で牛久沼1周をしてきました。その頃はちょうど田植が終わったか終わらないか頃で、6号線のほうから出発、ちょうど三日月橋ではなかったですね。6号線のほとりに伊勢屋があって、あそこからスタートして1周回ってきたんですが、その頃すごい向かい風でなかなか進むことができなかったんですよ。子供らもひいひい言って大変な思いで1周してきた覚えがあります。

その中でもやはりすばらしいロケーション、観光、今、市長のほうからもありましたが、西の牛久沼、中心のシャトー、東の大仏という中では、観光資源としていろんなものがまだまだ十分生かされていないのかなとすごく思っております。

今、コロナでなかなか外に行くという機会が少なかったんですが、逆にあの周辺というのは空気もいいと思います。少し歩いてみようかなという気にもなるような場所です。ですので、長い歴史をかけて、今現状、観光アヤマ園という形で35年かけてきていますから、ぜひともいい形で今後もあそこの地区を中心として、いろいろな観光資源のさらなる発掘と人との交流、また環境教育というものにも生かしていただけられたらと思ひまして、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、8番市川圭一議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時50分といたします。

午後1時46分休憩

午後1時53分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番須藤京子議員。

〔15番須藤京子議員登壇〕

○15番 須藤京子 議員 市民クラブの須藤京子でございます。

通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

初めは、障害のある人の権利を守る取組、障害者差別解消法の推進についての質問であります。

今議会には、旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告取下げと被害者への誠意ある謝罪、賠償を求める意見書案を提出させていただいております。

この裁判では、裁判所は、旧優生保護法による人権侵害が強度であることや、国が障害者等に対する差別偏見を正当化、固定化を助長してきたことを指摘し、憲法に違反するものと判断しました。

旧優生保護法は、ナチスドイツの優生思想に基づく断種法をモデルとした国民優生法を前身とするもので、しかも国民優生法でさえ認めなかった優生手術等を可能とし、障害のある人などに対しては強制的な手術を可能とするなど、国家が介入する障害者差別、人権侵害という点で許し難い悪法と言えると思います。しかも旧優生保護法は、その成立過程においてさえ、当時GHQから医学的根拠への疑問、不妊手術の乱用のおそれ、人権侵害で憲法違反、さらに遺

伝性と証明されていない症状を含む疑念などが多くあることが指摘されていたものでありながら、戦後から1996年まで成立していたという代物であります。

こうした悪法の恐ろしさは、実は静かに私たちの内なる思想に入り込み、むしばみ、優生思想を助長していく根拠になりかねない点にあると私は考えます。それが、2016年の神奈川県相模原市の津久井やまゆり園障害者殺傷事件へとつながっているのではないかと考えてなりません。

では、私たちは障害のある人たちの権利をどう守っていけばよいのでしょうか。牛久市障害者福祉計画の趣旨には、「障害のあるなしにかかわらず、お互いを尊重し合い、皆が社会の一員として平等な立場で考え支え合い、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会の実現を目指し」とうたわれています。しかし、その実態はどうかといえば、津久井やまゆり園障害者殺傷事件へとつながる現実が、そこかしこに存在していると言えないでしょうか。

障害者差別解消法は、国連の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行されました。さらに、法の見直しが行われ、令和3年5月に改正されました。

今回の改正では、これまでの合理的配慮の義務づけは国や自治体だけでしたが、民間事業者も合理的配慮の提供が義務づけられました。また、国と地方自治体との連携協力の責務規定が新設され、障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成、確保する責務が明確化されました。

それでは、牛久市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組のうち、市町村の努力義務とされているものの、行政機関が事務や事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規程の一環として定める必要があるとされた対応要領の策定状況及び職員研修での取組について伺います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 お答えいたします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、牛久市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を平成28年度に策定し、運用を図っております。

この要領の中では、市の事務・事業の実施に当たり、障害を理由とする不当な差別的な取扱いの禁止や、障害者が社会的障壁の除去を必要とする場合の合理的な配慮の提供などについて定められております。当市では、本要領に基づき、新規採用職員を対象とした研修を実施し、

市職員として必要な知識・心構えの一つとして、障害を理由とする差別解消への理解と意識醸成を図っております。

また、職員採用においても障害者を対象とする職種を継続的に募集・採用しておりますが、障害者も障害者でない者も共に働く職場環境の中で、配属先の管理職や同僚職員ばかりでなく、市役所全体で障害者へ理解が一層深まるものと思われまます。

今後とも、研修等の充実を図り、市職員の障害を理由とする差別解消への理解と意識醸成がさらに深まるよう努めてまいります。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ただいま御答弁いただいた対応要領には、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供、過重な負担等に対する考え方が示され、具体的な場面や状況に応じて、総合的、客観的に判断することが必要であるとして、職員はそれらの判断について、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めるというふうにされておりますが、そうした場面を想定した対応はできていると言えるでしょうか。

例えば、車椅子を使用する障害者が歩道の段差の解消を求める要望があった場合、どう対応していくのかというようなことです。これまでは多くの場合、まちづくりの観点から、また予算の観点から判断して、終わりとなっていなかったでしょうか。今後は、各課の対応は当然変わらなければならないと考えるところですが、市としてどのように対応していくのか伺います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 各課の対応状況ですが、市職員には、所管する業務について市民の理解が得られるよう説明する責任がございます。障害者への対応につきましても、不当な差別的取扱い禁止や合理的な配慮などを当然のこととして、説明責任を果たし、職務に当たっております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、職員の対応について、障害者への配慮が十分に行き届いていない状況が散見されるかもしれません。

今後とも、職員一人一人が、より一層、障害者に寄り添った対応ができるよう、意識啓発に努めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 この取組は緒についたばかりというふうにも思っております。これからも絶えることなく、一つ一つを積み重ねる上で職員のキャリアアップを図っていただきたいと思います。

それでは次に、差別を解消するための支援措置についてであります。

国は、法の中で、差別を解消するための支援措置を重要事項として挙げております。その中で、次の3点について質問いたします。

まず、相談及び紛争防止解決等のための体制整備についてであります。

国の説明では、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用、充実を図るとして、相談窓口の明確化、相談や紛争解決などに対する職員の業務の明確化、専門性の向上などを図ることにより、体制を整備するとしています。

そこで、牛久市での取組状況はどうか、伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 本市の障害を理由とする差別に関する相談窓口は社会福祉課に設置しており、専門職である社会福祉士、精神保健福祉士が対応しています。相談者や通報者に丁寧な聞き取りの上、必要な助言、情報提供、関係機関につなぐなどの相談対応を実施しております。

職員のスキルアップを図るために、年に一度開催される県主催の障害者差別解消に係る研修会への参加や専門職の人材確保など、引き続き相談体制の強化に努めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ただいまの答弁では、牛久市では社会福祉課が相談窓口となっているということでした。

それでは、市にはどのような相談が寄せられたのか、具体的事例があればお示しをください。また、県では、相談事例は公表情報となっておりますが、市の場合、県との情報共有、提供はなされるようになっているのでしょうか。

それから、そもそも牛久市のような地方都市では、こうした平等に関する相談自体が少なく、むしろ地域性を考えれば、生活相談との混在があり得るところではありますが、こうした相談事例、うまく対処していけるようになっているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 まず、相談の内容件数についてですが、令和3年4月から令和4年6月までの期間に社会福祉課が受けた障害に関する相談ですが、実人数は127名、障害種別の内訳は、重複障害を含めて、身体障害者23名、知的障害者27名、精神障害者87名、発達障害、高次脳機能障害が各1名となっております。

相談内容は、福祉サービスの利用に関する相談が最も多く324件、次に不安の解消、情緒安定に関する相談が129件、障害や病状の理解に関する相談が58件の順になり、障害者差別に関する相談はございませんでした。

これまで、障害者差別による相談がなかったことから、事例を茨城県に情報提供したことはありませんが、今後において、もしそういった事例が発生した場合には、茨城県が障害を理由とした差別に関する相談事例集を作成、発行しておりますので、必要な情報を提供し、事例の蓄積につなげ、差別防止に向けた情報共有を図っていくことを考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 それでは次に、障害者差別解消支援地域協議会の設置についてであります。

障害者差別解消支援地域協議会は、障害者にとって身近な地域において、様々な機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして組織され、適切な相談窓口機関の紹介、具体的事案の対応例の共有、協議、構成機関等による調停、あっせん等の紛争解決、複数機関による対応等が期待され、設置が求められたものであります。

牛久市では、障害者自立支援協議会がその役割を担っているようですが、単独設置は自治体の規模からも難しいと言えるのでしょうか。自立支援協議会の役割と重なる部分もありますが、障害者差別の解消に資する相談体制の整備や情報の周知、共有の事例収集や発信などのためには、むしろ複数市町村が連携する共同体での設置がよいのではと考えるところであります。市としてはこの点をどう考えるか、伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 本市においては、障害者自立支援協議会において、障害者の権利擁護に関する事例の報告、対応例の共有、協議を実施しており、障害者差別解消支援地域協議会の機能・役割を果たしております。

障害者差別解消法の施行当時、差別解消支援地域協議会の設置を検討した際に、迅速に対応する必要性と、既存の障害者自立支援協議会の委員構成が差別解消支援地域協議会の委員とほぼ同じであり、各関係事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、市内企業、障害者団体、学識経験者等、各方面から活発な協議が期待できることから、同協議会で対応していくことを決定した経緯がございます。

今後においては、自立支援協議会に障害者差別解消支援協議会を位置づける要綱等の整備や弁護士など法曹関係者を委員に追加するなど、機能の強化を図ってまいります。

また、議員御提案の広域市町村での協議会設置につきましては、現時点で茨城県が障害者差別解消支援地域協議会を設置しておりますので、県と近隣市町村及び先進地の取組を調査しながら、設置の在り方を検討してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 地域協議会の県内の設置状況を見てみれば、国の方針に沿って、各市町村が法にのっとり設置したという状況が見てとれます。そもそもこの法律自体、地域の実情に応じた組織形態ということを認めているのですから、牛久市の形態でも一向に構わないということになります。

また、先ほどの答弁にありましたように、相談内容が、そもそも生活相談に近いようなものであれば、こうした地域協議会の設置というのは、牛久市の場合の自立支援協議会の中というのでも妥当と言えるのかもしれませんが。

しかしながら、相談者の内容は、それを解決すればよいというだけでなく、障害者の差別等はどこにあるのかというのを社会へ問いかけていく点を重視していくのがこの協議会の役割ではないかと考えると、これでよいのかなというふうにも思います。今後の調査研究に期待しております。

次に、普及啓発活動の実施、事業者向け、市民向けについてであります。

障害者の差別解消に向けた取組においては、私たち一人一人、いずれの事業者に対しても、法の目指すところの、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現のために、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供や環境の整備を行うよう求められています。

特に、民間事業者は、雇用面においても具体的に行動しなければならず、特に法改正により、これまで努力義務だった合理的配慮の提供が義務となり、公布日の2021年6月4日から起算して3年以内に施行されることになったことから、普及啓発活動の重要性が増したと言えます。

そこで、このことについての牛久市の取組がどうなっているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 普及啓発活動の取組状況といたしましては、障害者差別解消法が施行された平成28年には広報紙で特集を組み、法の内容と合理的配慮に関する周知を行いました。

また、障害者への理解促進のため、差別解消を含めたリーフレットを作成し、市内公共施設への設置を継続しております。

さらに、毎年12月3日から9日までの障害者週間に合わせて、障害者の理解について広報紙等に啓発を実施しております。

障害者への差別や偏見をなくす正しい理解を深めるためには、小中学校、地域での福祉教育が重要であると認識しております。現状で行っている学校教育における福祉体験教室や、市民向けの出前講座においても、合理的配慮についての内容をさらに追加し、障害者の理解促進の

啓発普及を継続してまいります。

このように、広く市民全体を対象とした啓発普及は継続して実施してまいります。令和3年の改正により、民間事業者は合理的配慮の提供は義務化され、3年以内の実施が求められております。

民間事業者に向けた今後の普及啓発活動につきましては、市から各事業者に直接対応することは困難であるため、事業者団体等に向けて、障害者連合会、人権擁護委員等の各団体と連携し、障害者への差別の解消や合理的配慮に向けての周知方法を、来年度の実施に向けて検討してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 これもまた、法の精神をどこまで具現化していくのかという点で、市の姿勢いかに大きくその行く末がかかっていると私は考えております。

民間事業者に課せられる合理的配慮の提供とは、そもそも何であるのか。おごなりの研修体制と、その研修を受けた事業者のなおざりの対応といった最悪の状態では、改正法の目指すところは程遠いことになりはしないかと危惧するところであります。

答弁の中にありましたように、具体的に当事者の意見、障害者連合会や、またその人たちの人権を守る人権擁護委員の方々、そうした方々の声を十分に聞き、今後の啓発活動の中に生かしていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。次は、経済失政が生み出したロスジェネレーション世代を支援する取組、就職氷河期世代対策についての質問であります。

ロスジェネレーションとは、直訳すれば失われた世代となりますが、ロスジェネ世代と呼ばれるのは、バブル崩壊後のおよそ10年間に社会人になり、就職活動を行っていた人たちで、就職氷河期世代とも言われています。

就職氷河期世代は、俗に言うバブル崩壊でほとんどの企業の有効求人倍率が1を割り、この後、約10年近く就職難が続き、特に正規雇用がほとんどなくなり、圧倒的多数の人が非正規雇用、すなわち不安定で低賃金な雇用に従事せざるを得なくなった世代であり、高卒では1975年から1985年頃、大卒者では1970年から1980年に生まれた人たちが該当すると言われています。

2019年、政府は、経済財政諮問会議で、就職氷河期世代の就労支援を本格化する方針を示し、ようやく政策課題として取り上げました。これは、デフレ不況という本人には何の責任もない外的な要因によって雇用を逸した世代の個人責任論では片づけられない問題であり、政府、企業の経済失政にもかかわらず放置され続けていた問題として認識された点では、一歩前

進ということになるのでしょうか。

内閣府の調べによると、正規雇用を希望しているにもかかわらず、非正規雇用で就業している人数は50万人を超え、その数はこの世代の非正規雇用従業員全体の7分の1の人数に相当すると言われてしています。

就職氷河期世代は、今でも非正規雇用、すなわち不安定で低賃金な雇用に従事しており、貯金もほとんどなく、体調を崩すなど働けなくなると即失業で、親と同居していない場合は、即路頭に迷うことにつながります。

国は、就職氷河期世代対策として、2020年度から2022年度までの間、政府を挙げて集中的に就職氷河期世代を対象とした国家公務員の中途採用を進めました。ちなみに、2020年度は、事務、技術、刑務官等、全国合計で採用予定者157人に対し、申込者1万943人、第一次選考通過者1,009人、合格者199人。2021年度は採用予定者167人に対し、申込者5,302人、第一次選考通過者1,115人、合格者203人だったといえます。また、2022年度も150名の採用予定とのことであります。

同時に、地方自治体に対しても、総務省は既に2020年7月17日には、地方公共団体における就職氷河期世代支援に係る中途採用の推進についての通知を発し、地方公共団体の中途採用については、多様な人材の補充、確保を図る上で有効なものと考えられ、組織の活性化、職員の年齢構成平準化にも期待できるものとしております。

また、2022年5月12日には、地方公共団体における就職氷河期世代支援に係る中途採用の一層の推進についての通知を発し、2020年度、2021年度における就職氷河期世代に限定した中途採用試験による地方公務員の中途採用者数は、当初予定されていた581名を上回る1,224名であり、就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験による同世代の採用者数と合わせると7,087名となっていますと述べ、各地方公共団体におかれましては、この取組方針も踏まえ、2023年度、2024年度も、積極的な取組を継続していただきますようお願いいたしますと述べています。

そこで、まず牛久市においては、就職氷河期世代は何人いるか。そして、これまで就職氷河期世代に対する支援にどう取り組んできたのか、これまでの取組について伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 就職氷河期世代は、1990年代から2000年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代で、現在おおむね35歳から55歳の方のうち、希望する就職ができず、不安定な仕事や無職の状態にあることが原因で生活困窮などの様々な課題に直面してきた世代とされております。

就職氷河期世代で、無職や非正規雇用で経済的に不安定な方は、全国においては100万人

程度いると見込まれていますが、本市における就職氷河期世代の実態については把握しておりません。

本市の具体的な支援の取組としましては、就職氷河期世代のみを対象とした支援策はありませんが、全ての生活困窮者等に対して、自立相談支援事業、家計改善事業及び就労支援事業による一体的な支援事業を実施し、併せて国の支援策等を情報提供しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 市の状況としては、そういう御答弁のとおりなのだろうというふうに理解をいたしました。

次は、市役所における就職氷河期世代への支援策としての職員採用についての質問であります。

まず、市役所における職員年齢構成と就職氷河期世代に該当する職員数、またそのうち常勤職員、非常勤すなわち会計年度任用職員のことでありますが、その数と割合はどの程度か、伺います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 お答えいたします。

令和4年4月1日現在の全職員の年齢構成ですが、10代が0.1%、20代が9.5%、30代が11.4%、40代が24.2%、50代が25.5%、60代が26.2%、70代が3.1%であり、就職氷河期世代の職員数は336人、全体の34.6%となります。

続きまして、常勤職員及び会計年度任用職員の別ですが、常勤職員について、10代が1人、20代が82人、30代が69人、40代が117人、50代が93人、60代が47人であり、就職氷河期世代と言われる世代の職員数及び割合は156人で全体の38.1%。また、会計年度任用職員については、10代がゼロ人、20代が10人、30代が42人、40代が118人、50代が155人、60代が208人、70代が30人であり、就職氷河期世代の職員数及び割合は180人で全体の32.0%となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 次に、今後の職員採用における強化策について、数点伺います。

まず、牛久市の常勤職員採用の年齢制限についてであります。国家公務員の就職氷河期世代中途採用選考試験の受験資格としては、1966年4月2日から1986年4月1日までに生まれた者、すなわち2022年4月1日現在の年齢が36歳以上57歳未満としております。

しかし、牛久市の常勤職員採用試験の年齢制限は、低い方で30歳、高い者、これは職種に

よるわけですが、高い者でも45歳程度ということになっており、まさに就職氷河期世代を排除するものとなっていると思われます。このことについて、市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 当市では、これまでも、受験年齢を引き下げ、また引き上げ、そしてまた引き下げ、高校生なども対象といたしました。そのような中で、幅の広い、そして意欲ある職員を採用した状況でございます。

令和2年度においては、年齢制限を45歳とし、民間企業等経験者を対象とする事務初級の採用試験を、また昨年度は年齢制限を50歳まで引き上げ、同様に民間企業等経験者を対象とする事務初級の採用試験を実施し、それぞれ1名の採用に至りました。

また、就職氷河期世代と言われる職員数は全体の約40%を占めております。

今後とも、長期的、継続的な視点に立ち、採用計画に基づき職員採用を実施してまいります。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 牛久市の場合、2003年から2015年までの先代の市長が長期にわたって常勤職員の採用を極度に制限したため、その当時、大学を卒業した人、令和4年で29歳から41歳の人が排除されたこととなります。

牛久市の場合、独自の採用拒否と就職氷河期における無対応が重なっているわけですが、このことについてはどのように考えているのでしょうか。今後、牛久市としても、就職氷河期世代対策を強化し、中途採用も含め積極的な支援策を取るべきと考えるところですが、市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 当市の職員採用試験について、平成27年度までは年齢制限を撤廃した採用試験を実施してまいりましたが、その結果、職員の年齢構成に偏りが生じることとなりました。

そのため、平成28年度以降、長期的、継続的な視点に立った採用計画に基づき、年齢構成の平準化を図るため、年齢制限を導入した採用試験を実施している状況です。

就職氷河期世代の対策の重要性も十分認識しているところではございますが、引き続き現状の偏った年齢構成の是正を最優先課題として捉え、職員採用試験を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 就職氷河期世代支援の採用試験の際、国家公務員の場合の受験資格は、令和4年4月1日現在の年齢が36歳以上57歳未満となっており、実質的に年齢制限

の上限はないものに近いと考えているところですが、市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 当市の職員採用において、最優先課題である年齢構成の偏りを是正するためには、長期的、継続的な視点に立った採用計画に基づき、年齢制限を導入した採用試験の実施が不可欠となります。

就職氷河期世代の支援を目的とした国家公務員採用試験では、年齢制限に関し弾力的な運用が図られており、その動向は注視すべきですが、当市の現状と採用計画を踏まえれば、年齢制限は必要であると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 この問題は、これまでも議会で取り上げられてきたものであります。職員の採用計画、業務の継続性、これが一番重視される中で、答弁の中にありましたように、年齢構成の上からもバランスの取れたというところが必要であろうということは認識しておりますが、その中でも国が力を入れているこうした就職氷河期世代、牛久市のばらつきの中では、それが顕著に現れているというふうには思われませんが、牛久市の今後の福祉的な視点から見た場合でも、こうした世代への対策というのが必要と思われるような場合であれば、考えていくべきであろうと、今もこの点について注意深く市の中で協議をしていっていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問に移ります。3番目の質問、市民の暮らしに寄り添う取組、生活環境の保全についての質問に移ります。人々の暮らし方から見る生活環境の保全について、2項目の取組について伺うものであります。

牛久市第4次総合計画基本構想には、「笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち」とまちづくりの将来像が掲げられ、3つの視点に基づいた政策形成と推進が示されております。そのうちの一つには、「市民のやすらぎのある暮らしを守る」が掲げられ、本市行政は全ての市民の暮らしやすさの向上と、本市の豊かな自然を守る取組を推進しますとうたっています。

しかしながら、政策から施策へと展開される中で、抜けている視点があり、それが生活環境の保全にほかならないと考えるところであります。これまでの地域社会では、向こう3軒両隣の助け合いといった近隣住民の交流や支え合いなど、顔の見える関係の中で課題解決が図られ、生活環境が守られてきたものが多くありました。しかしながら、昨今の地域社会では、家族のありようも、暮らし方も多種多様で、暗黙のうちに守られてきた社会的規範も崩れていると言えます。

そうした社会環境、生活環境の変化の中で生まれてきた問題に、地域住民を悩ます生活トラ

ブルがあります。私の下に、これまで寄せられてきた相談では、野良猫の餌づけによるふん尿、鳴き声などのトラブル、夜間に大声で騒いだり、ドアをどンドンとたたいたりする騒音、長時間の路上駐車などの迷惑行為などのほか、近隣店舗等とのトラブルなど、日常生活を脅かす行為、健康への影響を及ぼしかねない行為など様々なものがありました。

こうした問題行動や迷惑行為に直面したとき、市民が助けを求める、頼るところは、市役所や警察となります。しかし、市役所や警察に相談しても、法令で規定されたものについては警察の対応となりますが、その場合ですら、場所や時間を考慮した上で、社会通念上相当な限度を超えているかどうかで判断されることから、事実上、解決には至らないというのが現実ではないでしょうか。

一方、市役所はどうかというと、そもそも法令が整備されておらず、対応するには根拠がないということで、解決に向けた相談に手をこまねいているというのが現状で、こうした中では、市民は頭を抱えるばかりです。

今日傍聴に来られている方々は、こうした問題に悩まされ、地域の中でどう解決していけばいいか、そのことを住民の皆さん自らが解決しようとして、なかなか解決に至らない、そうしたことで毎日苦勞されている、そうした方々がこの問題について強く関心を持って傍聴に来られているということを一言添えさせていただきます。

とはいえ、市民の暮らしに関わる問題は、なかなか解決が難しいということは理解しております。

そこでまず、全国的に見れば先行して取り組んでいる自治体もあることから、平穏で静穏な暮らしを守る取組についてを質問したいと思います。

茨城県環境基本条例では、第3条に環境の保全及び創造について基本理念を定め、第5条には市町村の責務として、市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、県の施策に配慮しつつ当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると定めております。

また、この基本条例に基づき、茨城県は茨城県生活環境の保全等に関する条例を制定し、知事は、生活環境の保全等のための必要な規則、その他の措置を講じなければならないとし、第5節、生活環境の静穏の保持の第120条近隣の静穏保持義務で、何人も、日常生活に伴って発生する騒音によりその周辺的生活環境を損なうことのないように自ら配慮するとともに、相互に協力して近隣の静穏の保持に努めなければならないと規定しています。

それでは最初に、牛久市には、地域の静穏を破る行為に関して、どのような相談がどの程度来ているのか、対応はどの課が担当しているのか、伺います。また、それらの相談に対して、どのような法令を根拠として、どのような対応、対処をしているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 地域の静穏を破る行為としましては、騒音、振動などが挙げられますが、現在、コロナ禍で在宅勤務や在宅学習などが増えている中で、昼夜を問わず在宅している家庭が増えていることもあり、工事の音や生活音が気になるという相談が増えております。

令和3年度中に環境政策課で対応した騒音に関する相談件数は17件あり、内訳は工事の音に関するものが10件、住宅のエアコンの音がうるさいなど生活音に関するものが4件、工場や事業所からの騒音が3件となっております。

茨城県生活環境の保全等に関する条例と同様、市では牛久市公害防止条例を定め、市民の健康及び安全を確保するために、騒音や振動など事業活動その他の人の活動に伴って生じる生活環境への侵害について、それを発生させることのないよう努めなければならない旨、市民の責務として定めております。

地域の静穏を破る行為に関する相談を受けた場合は、市でまず現地確認を行い、必要に応じて聞き取りや音量測定、原因者に対しての口頭での注意、改善依頼などを行っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 これまでの相談事例ということ言えば、従来からある工事等での騒音が多いというようなことでありますけれども、そういうような問題は、ある意味簡単であると思います。解決の糸口も比較的簡単であろうと思います。

しかしながら、そうした問題ではなく、地域住民相互が関わるような問題について、そういう騒音に関しても、先ほども私が申し上げましたけれども、夜中に大声でみだりに叫んだり、そうしたことが安眠の妨害につながるというような点でいえば、これは地域住民、こうしたことに対しては行政区の区長さんあるいは民生委員さんなどが頭を痛めているところではあるんですが、そのような相談はなかったということになるのでしょうか。これは市民活動課が分かりませんが、御答弁いただければと思います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 これまで、市で粗暴行為や付きまとい等の嫌がらせ行為についての相談、これは受けたことはございません。

茨城県迷惑行為防止条例……。もとい、相談を受けたことはございません。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 私が申し上げたのは、迷惑防止条例ではなくて、静音に関する問題として、特に先ほど私が申し上げたように、近隣住民同士のトラブルというのか、エアコン

の生活音というような問題だけではなく、近隣住民同士の大声で騒いだりというような、騒音と言えるのかどうか分かりませんが、それが迷惑防止として相談窓口に来ているということであればそうしたことでいいと思いますけれども。それでは、私への答弁がちょっと難しいと思いますので、これは次に譲ります。

それでは次に、こうした騒音に関するような問題に対応する法的整備や相談窓口の設置について質問してまいります。

静穏な暮らしを守るための取組として、他市の参考事例を紹介します。兵庫県赤穂市の事例です。赤穂市は兵庫県の西南端、岡山県との県境に位置し、人口約4.7万人の市であります。赤穂市では、赤穂市生活環境の保全に関する条例を定め、第64条騒音等に係る規制基準の遵守で、騒音又は振動を発生させる者は、当該行為が公害関係法令等に定める規制対象とならないものであっても、公害関係法令等に定める規制基準を遵守するよう努めなければならない。2、何人も、公害関係法令等に違反しない場合であっても、夜間においては、規則で定めるところにより、近隣の安眠を妨げる騒音又は振動を発生させないように努めなければならないと規定しております。そして、第70条で紛争の処理、第71条で報告の徴収、第72条で立入検査、第74条では公表についても規定しているところであります。

次に、滋賀県栗東市です。栗東市は、滋賀県の南部に位置し、人口約7万人で、京阪神への通勤圏となり、大規模な住宅整備が進み、人口増加が続いている市であります。栗東市では、栗東市生活環境保全に関する条例を定め、第55条静穏の保持で、何人も、道路、屋内外その他の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をし、又はさせてはならないと規定し、第55条では、違反者に対する勧告及び命令を規定しています。

以上、2市を紹介しましたが、そのほかにも自治体の条例も含めて、静穏を害する行為を禁止し、自治体が刑事事件としてではなく検査、勧告、命令等をしている事例もあります。

牛久市は環境基本計画を定め、生活環境に関して、騒音、振動、環境の保全の項目がありますが、その内容は交通による騒音と振動に係るものに限られています。

そこで、牛久市は住宅地域の静穏の保持を定めた条例等が存在しているのか、また静穏保持のためにどのようなことが必要と考えているのか。私は条例等の整備が必要と考えておりますが、市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 御質問にもありました兵庫県赤穂市の生活環境の保全に関する条例について、赤穂市に確認をしましたところ、トラブルがあったことがきっかけで制定されたというわけではなく、条例制定当初から、公害に当たる項目について定めているということでありました。公害の通報があった場合については、これまで文書での勧告、命令等の実施はな

く、口頭にて改善の依頼をしているとのことでした。また、70条で定める紛争の処理につきましては、これまで紛争の調整申立てはないとのことでした。

先ほども申し上げましたとおり、市では牛久市公害防止条例において、生活環境への侵害について、それを発生させることのないよう努めなければならない旨、市民の責務として定めておりますが、御近所間のトラブルについては様々な案件、状況がございます。それを全て条例で定め、規制することはできませんが、個人からの相談であったり、様々な相談を受けていただいている、先ほどお話がありました区長さん、民生委員さん、そういった方々の相談など、内容に応じて関係機関と連携して、それぞれの担当課において対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 では、そうした市民の方が相談に訪れる、その窓口は明確となっているのでしょうか。そして、その関係機関との連携というふうには、これは常に市役所の内部では執行部でおっしゃることではありますが、市民活動課、はたまたその対象となるような人においては福祉も関連してくるのかも分かりません。そうしたものが一元化できるというようなことが、この公害防止法のそうした観点で解決できるというふうにお考えになっているのでしょうか。その点を伺います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 すみません。今御答弁したとおり、窓口の一本化というのが今のところされておりません。うちのほうで、公害に関する問題に関しては環境政策課のほうで当然受けていくことになると思います。

また、うちのほうでの対応のほか、社会福祉協議会で行っている心配事相談、そういったものも御活用いただいたり、それ以外の先ほど申し上げましたけれども、個人以外の相談も含めて、関係機関というのは、もちろん市の内部もございますが、警察署、そういったところへの御相談なども含めながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 これは次の迷惑行為防止のほうにもつながるものでありますけれども、先ほども、当初私が申し上げましたように、これまでの地域社会、これは大きく変容しているところです。

そうした中では、これまで地域社会の中で安定的に培われていた人間関係が崩れたことによって社会問題化するという問題も多々起きているということで、これは議会としても、こうし

た情報がほかの方にも寄せられ、私のところにも過去にも何度もあったという点を考えれば、議会が市民の要望背景に、新しい時代のこうした騒音、静穏等を守るための条例というのを制定していかなければならないとも考えるところですけれども、執行部としては、議会がそういうふうな動きをした場合、どういうふうになさるおつもりでしょうか、伺います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 こちらにつきましては、我々のほうでも先ほどもお話のありました他自治体の状況等、その辺を踏まえながら勉強してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ちょっと時間がなくなりましたので、次の質問に移っていきます。

それでは次に、人に著しく迷惑をかける行為から人々を守る取組についてであります。

茨城県は、茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例を定め、第1条目的で、この条例は、人に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民生活の平穏を保持することを目的とすると規定し、第3条粗暴行為等の禁止では、何人も、公共の場所又は公共の乗物において、多人数でいることによる影響力を利用して、人に著しく不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。(1)他人の進路に立ちふさがって、又はその周辺に群がって、言いがかりをつけることと規定しています。そして、第5条、つきまとい等の嫌がらせ行為の禁止では、何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為を反復して行い、著しい不安又は迷惑を覚えさせてはならない。(1)つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他の通常所在する場所(以下この号において「住居等」という。)の付近において見張りをし、住居等に押しかけ、又は住居等の付近をみだりにうろつくことと定めています。

そこでまず、粗暴行為やつきまとい等の嫌がらせ行為、その他の住宅地域の平穏を破る行為に関して、どのような相談がどの程度来ているのか、対応はどの課が担当しているのか、伺います。また、それらの相談に対して、どのような法令を根拠として、どのような対応、対処をしているのか、併せて伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 これまで市で、粗暴行為やつきまとい等の嫌がらせ行為について相談を受けたことはございません。

茨城県迷惑行為防止条例につきましては、行為者が刑事罰上の罰則を負うものでございまして、その犯罪の立証は捜査機関、つまり警察に委ねられております。

茨城県警では生活安全相談という制度がございまして、身の回りに関する身近なトラブルや

相談事に対する窓口を設けてございます。牛久警察署に直接赴いて相談することもできますし、相談専用の電話番号#9110、こちらでも24時間相談を受け付けておりますので、そちらを御利用いただきたいと思います。

しかし、身の危険が差し迫っているというような場合には、ちゅうちょなくその場で110番通報をお願いしたいと思います。

今後、警察の相談窓口につきましては、市としても警察と協議の上、広報紙やホームページ等で周知をしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 牛久市には、牛久生活安全条例がありますが、その目的は、生活安全推進協議会の設置等、自主的な安全活動の推進であり、粗暴行為や付きまとい等の行為と住宅地域の平穏を破る行為に対するものではありません。

そこで、牛久市には、住宅地域の平穏を保持するための条例等が存在しているのか、また平穏保持のためにどのようなことが必要と考えているか、条例等の整備は必要不可欠と考えるところですが、市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 市では、粗暴行為や付きまとい等の嫌がらせ行為に関する条例はございません。あくまでも、このような行為につきましては、刑事上の罰則を伴うものであるため、先ほど申しあげました県の茨城県迷惑行為防止条例、こちらは全県をカバーしているものであり、当然牛久市も対象となっております。この茨城県迷惑行為防止条例の下に、牛久警察署と連携し、防犯活動に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 迷惑行為防止条例、これは各地で名称はいろいろですが、都道府県では全てが制定されております。また、一部自治体でも同様趣旨の条例を制定しています。ところが、地域の中では、こうした警察にかからない程度の問題というのも頻発しております。

姫路市では、姫路市民等の安全と安心を推進する条例についてで、姫路市では市民生活の平穏の確保及び他人に不安、困惑または嫌悪を覚えさせる行為の防止について必要な事項を定め、安全で安心な地域社会を実現するために、姫路市民等の安全と安心を推進する条例を定めておりますが、きめ細かい対応ができるよう、同条例を改正するとして、市民生活を取り巻く社会環境が悪化する中で、喫緊の課題である暴走行為を助長する行為等を禁止するものと述べ、社会環境の悪化に対応すべく条例の強化を図ってきたというものがありません。

こうした社会環境の変化は、牛久市でも、課題の種類は違っても、同様に起きているのではないのでしょうか。条例は制定したら終わりではなく、その時代の変化に対応していくべきものと考えますが、いかがでしょうか。

今回のこの3番目の質問というのは、それぞれの生活、そして人権にも制限を与えることになりかねない問題ですから、大変難しいとは思いますが、それでも今、社会環境が変化の中で……

○杉森弘之 議長 須藤京子議員に申し上げます。残時間が極めて少なくなりました。

○15番 須藤京子 議員 分かりました。

ということで、考えていかなければいけないと思っております。

今回の私の一般質問では、大きな政策課題の中に埋もれてしまいがちな市民の暮らしの根底にあるバリアとか生きづらさ、自己責任論では片づけられない社会のひずみなどの問題を取り上げました。一朝一夕には解決に向かわない課題だからこそ、市には果敢に取り組んでいただきたいと思っております。

昨今の市長発言の中には、市に持ち込まれる市民からの様々な課題について、自己判断で考えていただきたいというような自己責任論に基づくものが散見されるようになりました。自助、共助、公助、様々な事情で……

○杉森弘之 議長 以上で終わります。（「失礼いたしました」の声あり）

以上で、15番須藤京子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時10分といたします。

午後3時03分休憩

午後3時13分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番長田麻美議員。

[9番長田麻美議員登壇]

○9番 長田麻美 議員 改めまして、こんにちは。日本維新の会、長田麻美でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

通告書に従いまして、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

まず初めに、ふるさと納税について質問をいたします。

御承知のとおり、ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設された、自分の生まれ故郷に限らず、

どの自治体にでもふるさと納税を行うことができる制度です。

しかしながら、公共サービスの財源となる貴重な住民税が他自治体へ送られてしまうことは、公共サービスの持続に支障を来す懸念があります。

また、ふるさと納税制度は、様々な問題点が指摘されております。例として挙げますと、ふるさとや地域応援のためのふるさと納税ではなく、返礼品を目的とした寄附が増えたため、地域間による返礼品競争が発生し、地域を応援するという本来の趣旨が希薄となっている。返礼品競争により一部自治体に寄附が集中する一方で、多くの自治体では減収に苦しんでいる。返礼品による見返りを受けた住民のみが恩恵を受け、ふるさと納税ができない住民は、失われた税収分による行政サービスの低下を受け、住民に不公平が生じている。ワンストップ特例制度適用により、国が負担すべき所得税控除分を地方自治体の個人住民税控除で負担している。本来、税源の偏在は、ふるさと納税や法人住民税の国税化による方策ではなく、全体の地方税、財源拡充や地方交付税の法定率引上げによるなど、国の責任において実施すべきなどであります。

このように様々な問題がある中でも、市はこの制度自体が続く限り、返礼品を目的とした寄附が増えていることから、より魅力的で選ばれる返礼品を出し続けなければならない状況で、執行部の努力も大変であるとお察いたします。

それでは、令和3年度の実績について伺います。まず、受入額と控除額についてお示しく下さい。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 令和3年度のふるさと牛久応援寄附の受入額は1億2,379万7,000円でした。また、令和4年度当初課税における個人市民税寄附金控除額は約1億9,615万8,000円となっております。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 ありがとうございます。

次に、前年度との比較についてを伺います。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 令和2年度の受入額が6,308万7,000円でしたので、令和3年度は6,071万円増加し、約1.96倍となりました。

一方、個人市民税の寄附金控除額につきましては、令和3年度が約1億6,007万5,000円でしたので、今年度約3,608万円増加し、約1.22倍となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 増加率が上がったということで、市にとっても大変喜ばしいことでありますけれども、それでは寄附が増加した要因についてどのようにお考えかを伺います。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 寄附が増加した要因につきましては、これまで2つだったポータルサイトを段階的に6つに増やしたことで、令和2年度が延べ100品目だったお礼品の数を、令和3年度は延べ約400品目まで増やすことができましたので、寄附金の増額につながったものと認識しております。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 次に、今後の見通しについて伺います。今年度もまた新しい返礼品の追加が必要だと思いますが、お考えなどがあればお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 昨年度の実績において、新規のお礼品による申込みが多かったことから、今年度も新たなお礼品を増やせるよう、事業者との協力体制をさらに強固にしていきたいと思います。

その中でも、特に注力したいお礼品が定期便でございます。定期便は、人気の高いお礼品を数回に分けてお届けするもので、1回のお申込みで高額の寄附を受けることができるため、既に御好評のお米に加え、今年度は常陸牛など多彩なバリエーションの定期便を御用意したいと考えております。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 定期便の導入をお考えであるという答弁をいただきました。現在では、サブスクも一般的になっておりますので、大変効果のある取組だと思います。

またさらに、以前も提案させていただいておりますが、体験型の返礼品の導入も、選ばれる可能性が増えると思います。そういったさらなる寄附拡大を目指した取組について、何かございましたらお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 さらなる寄附拡大のためには、求められる返礼品の傾向等を分析しながら、量や価格帯について事業者の協力を得ながら、牛久の魅力を発信できる返礼品を展開していきたいと考えております。

また、都心から約1時間の地の利を生かした観光型や体験型の返礼品の導入も進めております。これは、来訪者がゴルフ場等の牛久市の施設を利用した際に、その場でふるさと納税を行い、リアルタイムでサービスによる返礼を受けることが可能となるため、先進的な仕組みであり、新たな寄附の獲得と交流人口の拡大が見込めるものでございます。

そのほか、本年3月には、牛久市まち・ひと・しごと創生推進計画が内閣府に認定されたことで、牛久市において企業版ふるさと納税を受け入れることが可能となりました。これを受け、今年度は、市外の法人から牛久市の事業に対して御支援いただけるよう、積極的に働きかけを行ってまいります。

私もこの制度は、非常に最初は本当に持ち出しが多くて反対でございましたが、やはりこの制度がある以上はこの制度をしながら、その赤字を取り戻すことを考えなければいけないということで、課を新設して、そして今、様々な手法でやって、需要は上がっています。

これによって、牛久市のいろんな物産の開発、それから今はまだ事業が認定されませんが、阿見町との連携による、そのようなふるさと寄附も可能でございます。そういうことによって、各市町村との連携、そして商品開発、そして牛久市の様々な観光ルートの案内物、そういうものを入れることによって、エリアが広がります。ですからこれをもって、どんどんこの牛久市の観光、そして魅力を発信する媒体となっています。

1週間前に、私の娘が牛肉を、お父さんこれ食べてくださいと言って、もらいました。ところがそれは、ふるさと寄附でございまして、ちょっと複雑な思いで頂いたのですが、そういうことにおいても、やはりこの制度がある以上は、それを最大限に利用することも牛久市には大切なことと思っております。

以上でございます。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 ありがとうございます。

私も、結構な自治体でこの制度の廃止を考えてほしいと思っているところは大変多いと思うんですけども、市によっては、ふるさと納税によって失った市の税金分をきちんとホームページに分かりやすいように載せているところもあるんですね。そういうのを行うことで、牛久市の税収について市民が考えるという機会も与えられると思うので、そういうところもちょっとお考えいただければと思います。

返礼品に関して、体験型も導入を進めてくださるとの答弁をいただきました。やはりいろんな方がいらっしゃいますので、食べ物だけではなく、やはり体験型みたいなものも入ると、また別の違った層の方も寄附をしてくれると思いますので、ぜひお願いいたします。

そしてあと、納税をしたい気持ちはあるけれども、自治体とか返礼品を選ぶのが少し面倒だというふうにおっしゃる方も実際いらしたんですね。その中で、先ほど御答弁いただきましたリアルタイムでサービスによる返礼を受けることが可能になるというのは、本当にとても効果のあることだと思いますし、またまだそれを導入しているところがほとんどないと思いますので、先進的にこの牛久市でそれを行えるということは大変有利なことだと思いますので、ぜひ

早期実現に向けて御尽力をいただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。リフレプラザについてであります。

リフレ2階に総合窓口、5階に教育委員会が設置されることになりましたが、進捗状況について伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えいたします。

現在、市民の皆様にご利用いただいているリフレプラザにつきましては、住民異動機能を備え公共的機能を強化した総合窓口並びに市民の憩いの場としてフリースペースを設置する予定であります。

設置時期は秋頃を目途としておりまして、既に5月には工事設計業務を契約済みであり、今後、8月の工事着工を目標に鋭意進めてまいりたいと考えております。

あわせて、庁内におきまして、部署間を超えて編成されましたプロジェクトチームにおいて、これまで5回の会議と先進地の視察を実施しながら、リフレの総合窓口が担う業務並びに運用方法、また教育委員会との連携などについて検討しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 ありがとうございます。

次に、設置に向けハード面、そしてまたソフト面での課題等があればお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 先ほどもお答えしたとおり、既に契約済みの工事設計業務におきましては、実施設計と併せて建築基準法並びに各種関連法令等について調査確認をしております。設計業務委託が完了次第、速やかに工事に着手できるよう、準備を進めてまいります。

また、ひたち野リフレビル前にあります駐車場は139台分が設けられておりますが、郵便局や保育園、4階会議室等を利用される方々はもちろん、6階テナント入居者を含めた利用を考えております。

さきの令和4年第1回定例会における決議案第2号の3を受けまして、前述のひたち野リフレ利用者の影響がないよう考慮しながら、2階及び5階に勤務する職員の駐車場についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 ハード面や駐車場の面はクリアできているというような趣旨の答弁をいただきました。

2階に総合窓口ができるということで、やはり今まで総合窓口というのは本庁舎のみで、出張所ではなく、総合窓口は本庁舎のみであったと思うんですが、それがもう1つひたち野うしくに増えるということですので、人員の配置等の課題もあるのではないかと思います、もしあれば伺いいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 ひたち野リフレビルにおける窓口業務は、総合窓口を中心としたものになりますが、その取扱業務については、現在、関係各課と調整中でございます。

市にとって新たな窓口拠点となりますので、市民のために利用しやすい窓口となるように取扱業務等を精査し、また職員の研修等を含め準備してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 せっかく総合窓口がもう1つできるわけですので、やはりそこに移っていただく職員の方、または新しく採用になる職員の方もいらっしゃると思いますけれども、やはり総合窓口で大体全てを把握されている方というのも、同じようにそちらのひたち野うしくにも必要になってくると思いますので、やはり研修などをしっかり行っていただき、ぜひともサービス内容がとても濃い支所的役割のできる総合窓口を目指していただきますようお願いを申し上げます。

次に、分庁舎設置後の本庁舎の機能についてを伺います。

以前より本庁舎の狭隘や密、そして老朽化等の問題がありますが、ひたち野リフレビル5階に教育委員会の移設が決まったことによって、本庁舎敷地内の第3分庁舎が空くことになり、ある程度の変化が見られることと思います。

今後の第3分庁舎の使い方や、このことで本庁舎自体の狭隘問題がどれぐらい解消される見込みなのか、またある程度の解消が見込めない場合、ほかに分庁舎を造ることもお考えかどうかを伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えします。

ひたち野リフレにつきましては、2階に総合窓口を設置すると同時に、5階には業務集約に伴う事務の効率化や教育行政サービスの向上を目的に教育委員会を配置することを予定しております。

これに伴いまして、教育委員会事務室としていた第3分庁舎の1階及び2階へ市役所の別業務を移転することも可能となり、かねてから懸念でありました庁舎の狭隘問題の緩和、執務環境の改善等も視野に検討してまいりたいと考えております。

また、仮に業務の庁舎内移転、敷地内移転等を行う場合は、市民の方々の利便性を妨げぬよう、十分な周知とともに進めてまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 本庁舎の狭隘問題は、何年も前から解決されておられません。その中で、コロナ禍になって、それが余計に浮き彫りになったところもございませぬ。ぜひこれを機会に密の回避や職場環境の改善に努めていただければと思っておりますので、よろしくおんをいたします。

最後に、うしくグリーンファーム株式会社の今後について、お伺いをいたします。

全員協議会において、うしくグリーンファーム株式会社の決算については、大変詳しく説明をいただきましたが、市民の皆様のお周知の意味でも、確認の意味を含め、改めて質問をさせていただきます。

簡単な現在の状況をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 設立から約10年が過ぎ、エネルギー部門においては、継続して市の委託を受けてBDFと木質ペレットの製造をしております。農業部門においては、設立の主たる目的とした耕作放棄地や遊休農地の解消及び未然に防ごうこと、新規就農者の育成、食の地産地消の推進等を実施し、一翼を担ってまいりましたが、赤字決算が続き、現状のままでは運営の継続が厳しい状況になっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 ありがとうございます。

決算上は、9期から赤字運営となってしまっておりますけれども、今後、うしくグリーンファーム株式会社をどのようにしていくか、お考えをお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 現在、金融機関等による融資を検討しておりますが、融資を受けることが難しいときには、事業の見直しを考えております。

また、うしくグリーンファーム株式会社が安定した運営を継続するためには、会社を担う従業員の育成が課題となると考えております。まずは会社の軸となる人の育成に注力してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 融資をお考えということで、融資が受けられることを祈念申し上げます。

本来のグリーンファームの設立の目的が、耕作放棄地を未然に防ぎ、若い担い手を育てるところであります。耕作放棄地には様々な問題があります。食料自給率の低下、雑草や害虫の発生、野生生物の侵入、防災機能の低下、ごみの不法投棄、景観が損なわれるなど様々な問題がございます。

当初からの役割として、この未然に防ぐということがありますので、さきに述べた耕作放棄地の問題をつくらないためにも、地域活性化に必要な会社であることは明確であります。

そこで、市長にお伺いしたいのですが、牛久シャトーやエスカード牛久ビルにも当てはまることでございますけれども、私は第三セクターの在り方というのは、単純に利益だけを追い求めるものであるとは考えておりません。もちろん黒字経営が一番いいのは当たり前のことですけれども、ぜひ収支と地域活性化、文化の継承、住民サービス等をトータルとして考え、今後の運営をお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私は常々、政策とこの会社運営は非常に難しいという話を職員に話しておりました。確かに、このグリーンファームの初年の耕作放棄地をどのように対処するか、そして農業の育成をどのようにするかということが、それで最初は補助金があったんです。補助金がたしか5年ぐらいあったのかな、3年ありました。補助金があるからこの事業をやろうという考え方はちょっと私はどうかと思いますが、ただあのときはそういう補助金があり、崇高な施策であったと私も考えております。

非常にいろんな様々な補助金も頂いております。やめるわけにはなかなかいかないところがございますけれども、でもこれからの運営は非常に厳しい。私は当初、あそこの社長もやっていました。私は、農業経験がない者が社長をやってもどうしようもないということで、社長をお願いして、そして今の形になったわけでございますが、何せ農業は本当に優しいものでございませぬ。相場がございませぬ。そして人件費もかかります。そういうことをしながら、第三セクターの運営というのは非常に厳しい。

でも、我々の今享受しているグリーンファーム、それから牛久シャトー、それからエスカードもございませぬ。そもそもエスカードのほうは、おかげさまでいろんな皆さんの御意見、御協力によって、床の差し替え、そしてまちなか活性化という大きな題目をいただきながら今、進めてございませぬ。

シャトーについても、ここ3年は特殊な事情がありながらも非常に厳しい環境だった。コロナがなかったらどうだったのかというのも、またそれも私から今答えることはできませんけれ

ど、ただそういう状況に、社会的な、また自然的な影響を受けやすい会社を私たちは管理運営しているわけでございます。ですから、私たちの施策とこれからの事業展開について、もう一度どのようなことが行政として求められているのか、やらなければいけないのかということも、私たちは大きな課題と認識しております。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 ありがとうございます。

市長おっしゃるように、コロナでなければというのは、このグリーンファームにも当てはまることだと思います。やはり飲食店やそういうところがコロナ禍であれでしたので、仕入価格等にも影響しての赤字というのも非常に大きかったと思います。

今、質問の中では、牛久シャトー、エスカード牛久ビル、そしてグリーンファームと、3つの第三セクターの話を一遍にまとめてしてしまいましたけれども、やはり市長がおっしゃいますように、いろいろと難しい面も大変多いと思います。

国から下りてくる補助金というのは、いつも最初は補助金を出すからといって、途中で必ず外されるというものも大変多いと思いますので、やはりこういった新しい事業を進めていく中でも、そういうのをきちんと本当に牛久市に適しているのか、補助金がなくなった場合はどうなのかまでを考えて、これからは新しい事業を進めていってほしいと思います。

また、第三セクターに関しましても、様々それぞれに細かく問題があると思いますので、いろんなところを細部まで検証していただきまして、よりよく市民のためになる、牛久市のためになる会社経営をできるように、市からも研究していただいて、御助言いただければと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で9番長田麻美議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時42分延会